

Title	名誉革命体制評価をめぐるヒュームとウォーレス(IV)
Sub Title	David Hume and Robert Wallace on economy and society of post-union Britain (IV)
Author	坂本, 達哉
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1990
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.83, No.1 (1990. 4) ,p.88- 120
JaLC DOI	10.14991/001.19900401-0088
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19900401-0088

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

名誉革命体制評価をめぐる

ヒュームとウォーレス（Ⅳ）

坂 本 達 哉

目 次

- I はじめに
- II ヒュームとオーストリア継承戦争
- III ヒュームのヨーロッパ体験と文明社会認識の形成 (以上, 本誌, 81巻1号)
- IV 『政治・経済論集』の成立とウォーレス, ブラウンの反応
- V ウォーレス『諸特徴』における名誉革命体制の経済的評価
- VI 名誉革命体制の政治的評価——通俗的ウィッグ主義の社会・経済思想—— (以上, 本誌, 81巻2号)
- VII ヒュームの名誉革命体制把握
- VIII 『イングランド史』における商業と自由 (以上, 本誌, 82巻3号)
- IX ヒューム文明社会認識の根底
 - 1 『道徳・政治論集』における「開明君主制」概念の意義
 - 2 開明君主制概念の限界
 - 3 『政治・経済論集』における「生活様式」概念の確立
 - 4 「勤労, 知識, 人間性」の連鎖の論理
 - 5 自由のコンヴェンショナルな構造と政体史観の克服
- X 名誉革命体制の危機をめぐるヒュームとウォーレス——結びに代えて——
 - 1 名誉革命体制における政治の腐敗と道徳の腐敗
 - 2 公債累積の危機と文明社会
 - 3 名誉革命体制の危機と文明社会の危機 (以上, 本号, 完結)

IX ヒューム文明社会認識の根底

1 『道徳・政治論集』における「開明君主制」概念の意義

『イングランド史』における商業と自由の問題というすぐれて論点的な分析の長い回り道の末に、本論は、全体としてのヒュームの名誉革命体制評価を、ウォーレスのそれと対決させることができる段階に到達した。7年戦争において頂点に達するヨーロッパ世界の激動のなかで、名誉革命体制が生み出した政治的、経済的、社会的現実をめぐる噴出していた論者たちの高度にイデオロギー的な言論を前にしたヒュームは、ウォーレスらの体制的ウィッグ主義からジャコバイトに至るまで

* 本論の完結にあたり、その草稿を精読され、数々の貴重な御教示を頂いた飯田裕康教授に特別の謝意を表したい。中村勝己、白井厚の両教授にも本論の作成過程で有益なご指摘を頂いた。掲載中に有益な御批判を下された多数の研究者の方々にも深く感謝申し上げる。とりわけ小林昇、佐々木武、竹本洋の三教授は詳細かつ厳正な御批判によって改めて検討されるべき諸問題の所在を筆者に示唆された。もとより、本論になお残っているであろう誤りはすべて筆者の責に帰すべきものである。

の広範な思想的スペクトラムを、基本的に同質の通俗的ウィッグ主義として批判的に一括しつつ、名誉革命体制の歴史的起源という困難な知的、学問的課題に挑戦するという懐疑的ウィッグ主義の道を選び取ることによって、『政治・経済論集』の経済学的分析を基礎においた独自の文明社会の歴史認識を開拓する結果となった。『政治・経済論集』におけるヒュームの根本問題が、『イングランド史』の逆行的完結によって真に十全な形で果たされる理由はそこにあったのである。ヒュームの迂回的探究に随伴する形をとった我々の議論も、このような意味において『政治・経済論集』の世界にもう一度帰還し、本論(Ⅰ)で見たようなヒューム思想の形成過程を念頭におきながら、そこに展開された文明社会論の基本的な姿を明らかにしなければならない。

我々の迂回的探究に残された課題は、第一に、『道徳・政治論集』から大陸旅行を介在させつつ達成された『政治・経済論集』における文明社会論の飛躍の意味を、すでに検討した『イングランド史』において完成されるべきヒュームの歴史認識との関連をも意識しながら解明することであり、第二には、そうした作業を前提として真の意味で可能になるはずである本論の中心主題、名誉革命体制評価をめぐるヒュームとウォーレスという問題に一応の決着をつけることである。以下では、章を分けつつ、これらの問題を順に検討してみることにしよう。

まず第一の問題は、『道徳・政治論集』以来の開明君主制(civilized monarchy)概念をいかに評価すべきかという問題として捉え直すことができるように思われる。それは次のような意味においてである。『道徳・政治論集』と『政治・経済論集』の間に介在したヒュームの大陸体験の意義はすでに本論(Ⅰ)において指摘したところである。早くも前者において、開明君主制概念の提示をもってヨーロッパ君主制国家の現実についての通俗的な観念を克服していたヒュームは、ドイツ、オーストリア、イタリアなどの諸地域の見聞を通じて、文明社会原理の(程度と質の差はありながらも)全ヨーロッパ的な成長を目撃した。ヒュームは開明君主制の視点によってこうした大陸の現実を予想することができたと同時に、ドイツを初めとする大陸の君主制国家における文明社会の成長速度は、そうした彼の予想をもはるかに超えるものであった。そこに開明君主制概念の有効性とある種の限界とが早くも示されていたのである。とりわけ彼の眼を開かせたのは、当時の通念に従うならば国民の物質的・道徳的状态を決定するはずの気候・風土などの物理的原因や、君主制か共和制かといった政体的原因とは異なる歴史的・社会的諸原因こそが、文明社会発展の可能性を根底において規定しているという事実であった。ヒュームはこれを物理的諸原因に対する道徳的諸原因の優越として明確に把握した。

我々はそうした道徳的諸原因を、国民の自由と勤勉とに表現される特有の生活様式や習慣の問題としてひとまず定式化したのであったが、本論(Ⅲ)での考察を通じて、『イングランド史』の歴史分析が、ヨーロッパ文明社会、なかでも特殊イングランドにおける商業と自由の相互的發展を説明する武器として、同じ「生活様式 manners」の概念を駆使していた事実が明らかとなった。我々はいもう一度、「生活様式の変化こそが知らず知らずのうちに進行した統治構造の革命の主要な原因」(H, IV, pp. 384-385)だと言明を確認しておこう。加えて、その生活様式概念が『政治・経

済論集』においてすでに中心的な役割を果たしていることも、後に見る通りである。そうだとすれば、『道徳・政治論集』の開明君主制概念の延長線上に『政治・経済論集』以降の生活様式概念が登場したと考えることもできそうである。しかし他方では、若きヒュームの基本概念が、大陸体験や経済学的思考方法の成熟を含む『政治・経済論集』以降にも同じ地位を占め続けたとは考えにくいことも事実である。『道徳・政治論集』で確立されて久しい開明君主制の概念と、『政治・経済論集』と『イングランド史』とにおいて初めて本格的に登場した生活様式概念との継承と断絶の関係を解明する作業が、是非とも要請されるゆえんである。そうした作業はまた、経済学的認識の形成を含みつつ、懐疑的ウィッグ主義の思想として成長したヒューム文明社会論の成立過程を思想形成史的に問うという意味をもつはずである。

開明君主制の概念は、大陸旅行に出る前の若きヒュームが、『道徳・政治論集』に含まれた「自由と専制について (Of Liberty and Despotism)」(以下、「自由と専制」と略称する)、「学問と芸術の興隆と進歩について (Of the Rise and Progress of the Arts and Sciences)」(以下、「興隆と進歩」と略称する)の二論文において提起したものであった。これら二論文は、すでにフォーブズが示したように、統治形態(政体)としての君主制(monarchy)と専制(despotism)とを本質的に同一視し、後者を前者の墮落形態に過ぎないものと見るアリストテレス以来のヨーロッパ政治思想の伝統的な観念を批判しつつ、そうした常識を無批判に受け入れている通俗的ウィッグ主義への批判を展開したものである。一般的にいえば、「自由と専制」は専制、君主制、共和制などの統治形態と商業の成長との関連を主題とし、「興隆と進歩」は同じく統治形態と学問・芸術の進歩との内的関係を論じながら、両者共通に自由政体と君主政体との優劣を分析している。加えて、「自由と専制」それ自体が自由と学問・芸術との関連から議論を始める一方、「興隆と進歩」は商業と自由の問題を正面から取り上げており、二つの論文は緊密な一体をなしつつ、首尾一貫した古典的政体論の批判を意図していることがわかる。それらに共通する結論は、商業や学問・芸術の成長⁽¹⁾に対して自由政体が優れ、君主政体が劣るという当時流布していた一般論は誤りだということであった。

「自由と専制」によれば、「古代人たちの指摘するところでは、すべての技芸と学問とは自由な諸国民のなかで起こってきた」のであり、事実、古代ギリシャの自由がアレクサンドロスの治世以降失われるや否や、富裕の増大にもかかわらず、学問・芸術が急速に衰退した。こうした論者の代表であるロンギノス(Longinus)は、「技芸と学問は自由な政府(a free government)において以外

注(1) これら二論文の重要性については、John Robertson, "The Scottish Enlightenment at the limits of the civic tradition", in I. Hont and M. Ignatieff eds., *Wealth and Virtue*, pp.160-165; Donald Winch, *Adam Smith's Politics: An Essay in Historiographic Revision*, Cambridge, 1978, pp. 73-74 (永井義雄・近藤加代子訳『アダム・スミスの政治学——歴史方法論的改定の試み——』ミネルヴァ書房, 1989年, 89-90頁, 以下訳文は筆者のもの)なども指摘しているが、両者ともに、それぞれ異なる意味においてヒュームにおけるシヴィック・ヒューマニズムの要素を重視しており、後にもふれるように本論の視点とはくい違っている。

は決して繁栄することはできない」と述べた。ヒュームがこうした通念の誤りを指摘する根拠のひとつは、近代ルネッサンス以降の学問と芸術の活発な展開が決して自由な政体のもとで展開したのではないという事実である。フィレンツェの学芸が開花したのはメディチ家独裁の成立以降であり、ラファエロ、ミケランジェロ、ガリレオなどはすべて共和国の出身者ではなかった。そしてヒュームによれば、「絶対的な諸政府における学問の繁栄の最も顕著な例はフランスのそれであって、フランスはかつてほとんど確立された自由 (established liberty) を享受したことがないにもかかわらず、技芸と学問とを他のいかなる国民にも劣らない程度に完成させてきた」のである。注目に値するのは、自由政体と学芸の発達との必然的連関を信じる通念が、それに反する以上の諸事実にもかかわらず名誉革命以降のイギリスにおいてなお根強く生きているというヒュームの認識である。彼はとくにそうした通念を代表するシャフツベリ、アディソンという「我が国における何人かの卓越した著作家たち」に言及し、彼らにおけるそうした錯覚の原因を、「彼らの視野が古代の諸事実のみ局限されたためか、我々の間に確立されているあの統治形態に賛同するにあたって、あまりにも大きな偏愛 (too great a partiality) があるためかのいずれか」に求めている (以上、E, pp. 89-91, 小松訳, 下, 202-204頁)。

こうした批判の論理の延長線上に、ヒュームは「自由と専制」の中心主題を展開する。それは、「商業は自由な政府以外においては決して繁栄することはできない、という確立された見解 (an established opinion)」を正面から批判することであり、絶対君主制下における学芸の繁栄の場合と同様、ブルボン朝のフランスを絶対君主制下における富裕の発展を示す最有力の反証として提示することである。当時における最も強力な商業都市であるロンドン、アムステルダム、ハンブルクのいずれもが自由政体とプロテスタンティズムという「二重の自由を享受している」ことは事実としても、「近年、フランスの商業について抱かれている多大なる警戒心」は、「一人の絶対君主が学問におけると同じく商業においても我々の好敵手になるかもしれない」ことを示している。フランスの商業と富裕との急速な増大の秘密を、ヒュームはフランスにおける事実上の自由の一般的確立にもとめている。フランスでは、イギリスで広く抱かれている常識を打ち砕くかのように、専制国家には見られない法の支配が厳然と機能しているばかりか、人身と所有の事実上の安全が、ほかならぬ絶対君主の賢明なる判断によって保障されているというのである。とくに前世紀以降のフランスの著しい経済的発展は、従来の常識では理解できない、開化された君主制のこうした特質によるものであるとヒュームは言う。すでに引いた言葉ではあるが、もう一度この点を確認しておこう。「今や、開明的な君主制政府については、以前は共和国のみを賞讃するために言われたこと、つまり、それは人に基づく支配ではなく、法に基づく支配である、と断言してよいであろう。それは、驚くべき程度に、秩序、方法、一貫性を達成していることがわかる。所有権はそこでは安全であり、勤労は奨励され、技芸は繁栄し、君主は、子供たちに囲まれた父親のように、臣民のなかで安心して暮らしている」(E, pp. 92-94, 小松訳, 下, 205-209頁)。

以上のような内容を中心とする「自由と専制」には、二つの基本的な意図があった。その第一は、

商業社会の原理の上に展開した近代ヨーロッパの君主制社会を、非商業的なポリス共同体を前提として成立した古典古代以来の政治的概念によって捉えてはならないという警告である。ヒュームは「自由と専制」を、古典的政治思想の集大成であるとともに、近代的な政治的知性の規準として当時なお大きな影響力を誇っていたマキャベリの批判から開始している。「トレイドは前世紀に至るまで、決して国家の問題 (an affair of state) とみなされたことはなかった。そして、トレイドについて言及した古代の政論家はほとんどひとりもない」(E, p. 88, 小松訳, 下, 201頁)。彼は、近代文明社会が何より商業社会として展開してきた事実を見逃しているマキャベリ政治学を批判することによって、非商業社会的なマキャベリの政治言語に依然として支配されていた当時の一般的な思想状況を批判している。こうした批判は、何より商業社会として発展しつつあった名誉革命体制下のイギリス社会が、古代の文明社会に起源をもちマキャベリ経由で継承、発展された非商業社会的な政治的概念と社会認識の枠組みによって捉えられるという、矛盾的な思想状況の存在を物語る。⁽²⁾

第二は、そうした伝統的通念がとくに18世紀中頃当時のイギリスにおいては、ほかならぬ「我々の間に確立されている統治形態」としての名誉革命体制の不公平かつ無批判な賛美として継承され、アディソン、シャフツベリといった有力な著作家たちによって再生産されているというヒュームの洞察である。彼においては、一方における古代以来の政体分類およびそれに付随する政治的常識と、他方における近代的混合政体としての名誉革命の統治機構への無批判な賛美とが、同一の論理によって一括して批判される。アテネ、スパルタといった古代の自由国家へのノスタルジックな過大評価と、それらとは実のところ本質的に異なる名誉革命後のイギリス社会の繁栄へのこれまた無批判な賞賛とが癒着し、古代と近代との異質な文明社会の矛盾的同一視の上に、文明社会一般の安定した発展は自由な政体の下でなければ不可能だという、通俗的ウィッグ主義の独断的な一般論が横行する当時のイデオロギー状況それ自体を、ヒュームは批判しようとしていたのである。

2 開明君主制概念の限界

このような見解が早くも1742年の時点で示されていた事実は、確かにヒューム思想の驚くべき先見性と彼の透徹した歴史認識を示すものであろう。こうした若きヒュームの早熟な認識は、その6

注(2) ヒュームのマキャベリ批判は、1737年から1740年にかけて残された(とモスナーが推定した)「初期草稿」にもある。「マキャベリのどこにもトレイドという言葉が見あたらないのは、フィレンツェがトレイドによってのみ興隆したことを考えれば奇妙である」(“Hume's Early Memoranda, 1729-1740: The Complete Text”, ed. with foreword by E. C. Mossner, *Journal of the History of Ideas*, Vol. 9, 1948, p. 508)。

(3) 17～18世紀のイングランドにおけるマキャベリ思想の深刻な影響については、J. G. A. Pocock, *Machiavellian Moment: Florentine Political Thought and the Atlantic Republican Tradition*, Princeton U. P., 1975, Pt. 3, を参照。これに対してフォーブズは、「ともかくヒュームは、あのマキャベリの道徳主義 (that Machiavellian moralism), すなわち、18世紀のイギリスを覆いつくし、多かれ少なかれ洗練された多くの形態をとった、国家における腐敗の度合いと公共精神の欠如とを憂慮する政治的病理にまったく感染することはなかった」(Forbes, *Hume's Philosophical Politics*, pp. 224-225) と述べている。

年後に出版されたモンテスキュー『法の精神』の第1部第3編における専制と君主制との有名な区別を実質的に先取りするものであり、ヒュームの文明社会認識がモンテスキューの影響から自由に開始されたものであることを示唆している。当時の多くの思想家たちの観念と視野とを限定していた文明社会における自由、商業、学芸に対する政体要因の規定力をいかに評価するかについてのこの大胆かつ斬新な認識が、一方におけるブリテンの制限君主制をも含む自由の政府と、他方におけるフランスを始めとする専制君主制という、旧来の二元論による歴史理解と現状把握を打破し、国民の自由の問題を、こうした国家体制の枠組みを超えた事実上の自由の発展の問題として捉え直そうとするものであることは明らかである。『諸特徴』のウォーレスがまさしくこうした二元論の枠内で思考していたことは、本論(Ⅱ)の末尾でも見た通りである。フォーブズが指摘したように、⁽⁴⁾ そうした二元論の打破こそ懐疑的ウィッグ主義の本質的要素であった。

そればかりではない。テューダー王朝時代に確立した国民の事実上の自由(=人格的自由)から名誉革命によって実現された実定的権利としての自由(=市民的所有いは政治的自由)への劇的な展開過程をめぐる、『イングランド史』の考察をすでに詳細に検討してきた我々には、若きヒュームの開明君主制の概念がこの大著の基本的視点と一致することも自明であろう。換言すれば、近代文明社会における自由の問題へのかかる批判的接近法をすでに身につけていたからこそ、ヒュームは、近代社会における国民の自由の問題を国制的なレヴェルにおいてではなく、何より社会的に成立する事実上の権利の問題として捉え直しつつ、一方におけるブルボン絶対主義と、他方におけるテューダー・ステュアート絶対主義という二つの絶対君主制政府の下で類似的に進行した経済と社会の発展を、統一的に説明することができたのである。以上の限りにおいて、開明君主制の考え方は、ヒュームがヨーロッパ文明社会の歴史に接近する場合の基本的態度を根本において規定し、通俗的ウィッグ主義の歴史観によってヨーロッパとくにイングランドにおける文明社会の展開を理解することを、その思想形成の早い段階から拒否させたばかりでなく、その後のヒューム思想の基本的方向を決定するという重大な意義をもつものであった。

ここで改めて問題にしたいのは、こうした一般的意義によってだけでは十分に理解できない、すでに前段において予告しておいた次の点である。『道徳・政治論集』がいち早く提出した以上のような開明君主制の概念が『イングランド史』の基本視角を早くも準備していたとすれば、これら二著作の間に完成された彼の文明社会論の中核的内容は、モンテスキューを先取りした開明君主制の概念から直接に流れ出した成果と見るべきなのであろうか。もしそうだとすれば、成熟したヒューム文明社会論の基本的骨格はすでに彼の青年期に出来上がっていたことになり、『政治・経済論集』以後の彼の知的成熟はこの骨格に肉づけをし、完成させたものに過ぎないということになる。とりわけ『政治・経済論集』と『イングランド史』において示された生活様式を軸とする文明社会の発展原理の説明は、こうした開明君主制理論の延長線上に、直接かつ無媒介に成立したということになるであろう。

注(4) モンテスキューとの関連を含めて、Forbes, *Hume's Philosophical Politics*, pp.150-169, を参照。

『道徳・政治論集』、『政治・経済論集』、『イングランド史』という三つの著作を統治形態の差異と国民の自由、富裕、学問・芸術の諸活動との関係をめぐる認識いかんという論点に的をしぼって比較、検討してみると、そこには微妙な論理展開上の差異があることがわかる。とりわけ注目されるのは、『道徳・政治論集』の「興隆と進歩」において最も厳密に論じられている開明君主制の成立根拠についての精緻な議論であり、それは他の二著作における同じ問題の取り扱いとの大きな相違を示している。ヒュームはそこで、専制を含む君主政体一般に学問や芸術が自生的、内発的に成長することはあり得ないという大前提から出発した上で、そうした君主制の本性にもかかわらず、君主制が開明的なそれへと転成できたのはなぜかという問題を提起する。彼によれば、学芸の発展に必要なものは何より安全の保障であるが、それは必ず法によってもたらされる。ところが、自由な政府（free government）のみがその政体の原理それ自体から必然的に法を要求する。「共和国は、たとえ野蛮なものであろうと、人類が他の諸学問の何か相当な進歩を遂げる以前ですら、ある不可避的作用によって法を生み出す。法からは安全が生まれ、安全からは好奇心が生まれる。そして、好奇心からは知識が生まれる。……法なき共和国が少しでも存続することは、決してできない」。ところが、君主政体においては事情が異なる。「これに対して君主制の政府では、法はその様々な統治形態から必然的に生じるわけではない。君主制は、絶対的なものである場合には、法に矛盾する何物かをさえ含んでいるのである」（E, p. 118, 小松訳, 下, 230頁）。

こうした絶対君主制の本来的弱点にもかかわらず、そこに人身や所有の事実上の保障が成立し得るのは、法を最初にかつ内発的に生み出すのが自由な政府だけであるとしても、自由政体の内部で完成された法は君主制国家にそのまま移植され、支配者と被治者との双方の利益がはかられるからだ、ヒュームは考える。そこでは君主は権限の行使において絶対であり、「習慣、先例、彼自身の利害感覚以外の何によっても制限されない権力を」ただひとり保持しているが、大臣や行政官はすべて「一般的な法律」に服従する。人民は「彼らの財産の安全を、彼らの主権者以外の何物にも依存しない」。開明君主制を暴政（Tyranny）と呼ぶことができるとすればそれは政治的な熱狂の結果であり、その政体上の本性に由来するものではない。開明君主による「正当かつ賢明な行政（a just and prudent administration）は人民に相当の安全を提供し、政治社会の諸目的の大半に答えるであろう」。ひとたび成立した開明君主制の国家においては、「最初に自由な国家で発明された統治の技術が主権者と臣民の相互的利益と安全のために保存される」（E, p. 125, 小松訳, 下, 241-2頁）。開明君主制の国家では、自由政体から移植された法に基づいて人身と所有の保障が達成され、学問や芸術が立派に成長するというのである。

ところが、封建制解体以降、絶対君主政という政治的枠組みのなかで発展した近代の文明社会の歴史的意義をめぐる以上のような説明には、次のような重大な問題点があるように思われる。その第一は、開明君主制の概念を軸にした近代君主制の分析は、それ自体が、やはり究極的には、通俗的なウィッグ史観の本質をなす自由政府対専制政府の二元論という根本的な枠組みないし発想を前提として展開されていると考えられることであり、その第二は、近代のイングランドを代表とする、

西ヨーロッパ世界において、開明君主政体そのものの体内から現実に法の支配と国民の自由、それらを基礎とする商業と富裕とが生み出されてきた歴史的事実を、開明君主制の理論は十分に説明できないという点である。ヒュームは問題の二論文において、自由政体を基本的に(民主制であれ貴族制であれ)共和政体によって代表させる一方で、君主制一般の問題を論じる場合には専制政府の事例を引き合いに出すことが多い。共和国に自由政体の完成形態を認め、君主制を絶えず専制への傾向性を内蔵するものと見る点で、これは当時の一般的通念に即した論じ方である。しかし、このような常識的発想の踏襲をヒュームは無自覚に行っているのではない。そこには、この時点でのヨーロッパ史理解と、それを土台とする法の支配と市民的自由が成立する根拠についての原理的把握がある。それは、すでにふれたように、学問や芸術がまず最初に発達するためには何よりも法が必要だが、専制政体はいうまでもなく、君主政体一般の本性からは法は生まれないという彼の基本的認識である。そのような認識を疑うことのできない前提として置いていたからこそ、開明君主制は自由政体が育てた法を外部から導入して成立するほかはないと、ヒュームは考えたのであった。「君主政体は、その法律、方法、制度を、従って、その安定性と秩序を、自由な政府から借りなければならない。これらの利点は、まったく共和国の産物である」(E, p.125, 小松訳, 下, 241頁)。『道徳・政治論集』における開明君主制の理論は、自由政体と君主政体との範疇的区別を前提として、前者から後者への法の移転を説くことによってのみ、君主制国家における事実上の自由の保障という事態に対する固有の説明力を獲得するものであった。

しかし、もしそうだとすれば、テューダー・ステュアート朝時代のイングランドや、18世紀当時のブルボン朝フランスにおける文明化された君主制の成立を、どのように説明したらよいのであろうか。これらは、賢明な君主の政策が人身と所有との事実上の安全を保障した代表的な場合であるが、これらの君主政体の成立は、上に見たような意味での、開明君主制概念の厳密な定義によっては捉えることはできないであろう。なぜなら、テューダー・ステュアート朝やブルボン朝が、オランダであれスイスであれ、あるいはイタリアの諸都市国家であれ、どこか他の自由国家から法を移植したとヒュームが想定している形跡はどこにもないからである。⁽⁵⁾ テューダー朝以降のイングランドをその代表例として、絶対君主の賢明な権力執行による事実上の自由の保障は決して他の自由国家から君主が法を輸入した結果ではなく、絶対王政期の社会それ自体の内部から生じた歴史の因果の産物であった。君主政体の本性からは法は生まれないという、君主政体についての否定的な見解から出発する開明君主制の理論だけでは、こうした近代君主制の下における法と自由の成立過程を積極的に解明することはできないであろう。開明君主制の理論は、イングランドにとどまらないヨーロッパの近代君主制社会一般における国民的自由の可能性を結論として承認する点で、イングランドの自由を絶対化する通俗的歴史観を脱却し、ごく一般的な意味で懐疑的ウィッグ主義の論拠を提供するものではあるが、より厳密な意味においては通俗的ウィッグ主義の枠組みになお依存し、絶対王政下に展開し始めた近代文明社会における法と自由の自生的成長の論理を十分に解き明かしてはいないのである。

3 『政治・経済論集』における「生活様式」概念の確立

ヒューム『イングランド史』の卓抜な絶対王政分析の最大の目的は、こうした近代ヨーロッパ君主制社会における自由の展開史の解明という問題に、その典型的なケースであるイングランドの場合を例にとりつつ、歴史的事実に即した実証的な解決を与えることであったように思われる。本論(Ⅲ)での考察が示すように、その結論によれば、テューダー朝の君主たちは、専制に限りなく接近したという程の絶対的な国王権力を背景に、中産階級の人身と所有の自由とを王権の正規な執行によって保障することを通じて彼らの商工業活動を奨励し、それによって封建貴族の没落を促進しようとい図したのである。これがテューダー朝の時代に成立した国民の事実上の自由の秘密であり、それこそが名誉革命による絶対王政それ自体の転覆という歴史の逆説の導火線となったというのである。確かに開明君主制の理論も、すでに引用したように、君主制下における事実上の自由の保障の背後に、絶対君主による「正当かつ賢明な行政」の存在を指摘していた。しかし同時にその理論は、そのような賢明な行政の大前提として、自由政体からの法の移植の論理を当然視していたのであった。君主制国家において法の支配の原理が自律的に成長することは不可能だと指摘しながら、ヒュームは「そうした統治形態は、文明化される以前には、無制限の権利をあらゆる総督や長官に委託し、人民を無数の奴隸的な階級と階層に分類するという以外の秘策や政策をもっていない。そうした状況からは、学問、自由な技芸、法律における改善はまったく期待できないし、手工業や製造業における改善もほとんど期待することはできない」(E, p. 124, 小松訳, 下, 239頁)とまで断言している。換言すれば、絶対君主の賢明な判断を究極の保障とする法の支配の原理それ自体を、他の自由政体から移植することなく、君主制社会の内部から生み出したものは何かという点こそ、開明君主制概念では捉え切れない生きた歴史の動態であった。

これに対して『イングランド史』のヒュームは、テューダー朝の君主たちの賢明な権力執行を生み出した歴史の原動力として、封建制の内部に展開した奢侈的かつ生産的な生活様式の展開、およ

注(5) なるほど『イングランド史』のヒュームは、封建制の解体過程においてイタリア、フランスなど大陸から継承された自由都市の観念が果たした役割を指摘し、1130年のアマルフィ(Amalfi)での『ユスティニアス法典』の写本の偶然の発見」によるローマ法流入の意義を評価している(H. II, pp. 520-523)。そしてフォーブズはこの事実を取り上げて、技芸の発達による近代社会の自生的成長の論理がヒュームにおいて不十分であることの論拠としている。しかし、前者はヨーロッパ全体の封建制の解体史という視点からは当然の歴史的事実を指摘したものであり、後者は生活様式の変革と技芸の発達という普遍的要因による拡大された説明の直前に位置しており、彼の説明全体においては媒介的な役割を占めるに過ぎないように思われる。我々は、スコットランドの急進主義者マッキントッシュがほかならぬヒュームについて、「彼は、社会の進歩、国民の性格の多様性、そして歴史の大事件を確定的な一般的法則(fixed and general laws)に還元しようと試みるあの哲学の最も早い開拓者のひとりであった。この科学は最初にモンテスキューによって開かれたが、ヒューム氏は師の教説を攻撃することを(アリストテレスがプラトンにそうしたように)好んだとは言え、その科学の精神を彼からつかみ取ったのである」という言葉を思い出しておこう(Memoirs of the life of the right honourable Sir James Mackintosh, Esq., ed. by Robert James Mackintosh, 2 vols., London, 1835, Vol. 2, p. 243)。この点は注(14)でもふれるようにフォーブズのヒューム解釈の根幹にかかわる問題点であり、後のミラーの批判などに引きずられた一面的解釈と言わざるを得ない。

びこれを起点とする大衆的な技芸と産業活動の開始を指摘していたのであった。イングランドの法と自由は、封建制の末期から絶対王政の確立期にかけて、どこから輸入されるともなく、生活様式の全面的な変革過程のなかから生まれてきたというのが、その核心をなす主張であった。彼はそこで、近代文明社会における自由の歴史的生成の秘密について、開明君主制概念を議論の一般的指針としながらも、それとは独立に、国民の生活様式の一大変革を起点とする別種の巧妙なる説明の体系を展開したのであった。ところでこの場合、『イングランド史』が完成された歴史叙述として壮大に描き出したこの社会変革の過程は、ある決定的に重要な哲学的洞察を暗黙の前提としていることに注意しなければならない。それは、奢侈的・生産的な生活様式の国民各層における一般的な普及が、なぜいかにして絶対君主の賢明なる判断と正規な権力執行をもたらしたのかという問題である。歴史的諸事実の積み重ねを基本とする実証的な歴史分析としての性格がつよい『イングランド史』におけるこの論理的な空白を、より理論的に、しかも経済学的な論理の一環として展開したのが、『政治・経済論集』の諸論文であった。

『政治・経済論集』の諸論文、とりわけ「奢侈について」、「貨幣について」、「利子について」などにおいて、生活様式概念が、インダストリ論と貨幣論を中心とするヒュームの経済分析の基礎として、いかに有効に機能しているかについては、他の箇所でも論じたことがある。⁽⁶⁾ここで改めて確認しておきたい点は、それら個別テーマにとつての生活様式概念の分析上の有効性のみならず、近代社会が成立する過程についての歴史認識全体の基本的な準拠枠組みを、生活様式概念を軸とする分析が提供していること、そうした枠組みの内部で、自然経済から貨幣経済への移行、自然的欲求から人為的欲求への変化、技芸と産業活動の展開、農業・工業の二部門発展モデル、などが説かれていたことなどである。さらに新たに指摘すべき点は、第一に、そうした『政治・経済論集』における生活様式概念の用い方のなかに、本論（Ⅰ）で示したヨーロッパの現状に対するヒュームの新鮮な認識が、経済学的認識の体系的整備という土台の上に再現している事実であり、第二は、上に指摘した、生活様式の変革が臣民の人身と所有の自由の保障という絶対君主における賢明な判断に結果した根本的理由は何か、という問題である。以下本節において第一の問題を、次節において第二の問題を検討することにした。

まず、「奢侈について」にある、「ヨーロッパのすべての王国の境界線は、今日、200年前のそれとほとんど同じであるが、これら王国の力と威光には、何たる違いがあることであろうか」(E, p. 273, 田中訳, 23頁)という言葉には、ヨーロッパの諸国を横断した経験の裏打ちが感じられる。ヒュームはここで、ルネサンスの繁栄の頂点にあったメディチ家支配のフィレンツェに、2万の兵力で攻め入ったシャルル8世時代のフランスと、40万の兵力でスペイン継承戦争を戦ったルイ14世のフランスとの国力の圧倒的差異を指摘しつつ、その間のイタリアの衰退を示唆しているのだが、往時と同一の国境線とはヨーロッパ各国の自然的諸条件の同一性を意味するから、それにもかかわらず生じた諸国間の富と力の格差の原因を、彼は問題にしているのである。「商業について」に見ら

注(6) 坂本達哉「ヒュームにおける勤労、貨幣、文明社会」(前掲)、Ⅲ-4を参照。

れる、「フランス、イタリア、そしてスペインの普通の人民の貧困が、かなりの程度において、その土壌の優越した豊かさと、その天候の良さに起因するというのは、奇妙な主張に聞こえるかもしれないが、この逆説を正当化するいくつかの理由がないわけではない」(E, p. 266, 田中訳, 16頁)に始まる一節は、それに対する解答であり、イタリアを旅した若きヒュームに衝撃を与えた、肥沃な自然のなかの民衆の貧困という観察を、想起させずにはおかないであろう。彼は旅行の時点では、この逆説的事実を説明する概念と理論とをもっていなかった。しかし、ここでの彼は、イタリアの土壌が豊かだからこそ、農民たちは、イングランドの借地農のように大量の資本を投下することなしに、生活資料を調達できること、ゆえに、イングランドの生産力の基盤である富裕な中産層がいつまでも成立しないことを指摘しているものであり、近代文明社会の生産力を支えるメカニズム(中産層の興隆と農工分業の進展)の認識が、かつての当惑にひとつの解答を与える形となっている。気候・風土を通じて作用する物理的諸原因の決定的影響による国民性の説明に代えて、道徳的諸原因の優越性⁽⁷⁾が、経済学の論理の応用という形で示されているのである。

ヒュームのヨーロッパ体験の影は、より明確に、「貨幣について」のある箇所に反映している。彼はこの有名な論文で問題を、Ⅰ. 貨幣量と国民の富との関係、Ⅱ. 貨幣量と主権者の富との関係、という二つに区別し、前者に対して、よく知られた貨幣数量説と連続的影響説との提示をもって、貨幣量の国富に対する中立性を主張した後、第二の問題に対して、貨幣量の国力に対する同じく中立性を説いているが、ここでの問題にとって注目されるのは、この第二の部分である。彼は言う。「現在のドイツの兵力と3世紀前のそれとの間には、現在のドイツの産業活動、人口、製造業と3世紀前のそれとの間よりも、はるかに大きな差がある。神聖ローマ帝国のオーストリア領は、一般的に、人口が大きく、よく耕され、面積も大きいが、ヨーロッパの勢力均衡において、それに釣り合った重みをもっていない。それは、普通に想像されていることによれば、貨幣の欠乏に由来している」(E, p. 289, 田中訳, 41頁)。ヒュームによれば、過去3世紀間におけるドイツ(プロイセン)の国力の充実は著しいが、同じ期間に、産業活動や人口は増大したとしても、それほど増大したわけではない。ドイツの国力の急速な拡大は、従って、産業活動の増大を上回る貨幣の蓄積によるというのが通説であり、国富と国力との比例的発展という彼自身の前提に立っても、同様の判断が出てくるところである。他方、人口や面積に釣り合わないオーストリアの相対的弱体化も、貨幣不足の結果と見なされがちであった。

しかし、ヒュームは、貨幣量によるドイツの国力の説明に対して、生活様式の問題による説明を対置する。「これらの困難に対して、ここで貨幣不足に由来すると想定されている結果は、じつは

注(7) モンテスキューも『法の精神』の18編の3～4章において同様の問題を論じ、肥沃な土地に専制と貧困が、不毛の土地に制限政体や富裕が成立する逆説を指摘しているが、生活様式の問題を媒介にしたヒュームの説明と比べると、その<肥沃→平野→侵略→専制>という論理は環境決定論の側面がつよいことは否定できない。モンテスキューに対するヒュームの理論的前進を「アートとサイエンスとが普遍史の推進力であるとする思想」にもとめた小林昇「C・ステュアートと経済学における歴史主義」(『小林昇経済学史著作集・X』未来社, 1988年, 146頁)の指摘を見よ。

人々の生活様式と習慣 (manners and customs) から生じているのであり、我々は、よくあるように、同時に生じる結果を原因と誤認しているのである」(E, pp. 289-290, 田中訳, 41頁)。彼の貨幣論によれば、国富の実体は労働や商品それじたいであり、一国に流通する貨幣の量は、通常は、それが代表すべき労働や商品の量に比例する。しかし、一国に存在する貨幣量と、そこに流通する貨幣量とは異なるのであり、ドイツの場合には、過去3世紀間に増大した貨幣が、ドイツ国民の活動的で生産的な生活様式によって休まずに循環させられたために、貨幣量の増加率を上回る規模の軍事力を維持することができた。オーストリアの場合には、そうした生活様式の欠如が、貨幣を流通から絶えず引き上げて死蔵する傾向をもつから、保有する貨幣量を下回る国力しか維持できないのである。一般通念では、原因・結果の関係で結ばれている貨幣量と利子率とが、じつは生産的な生活様式という真の原因の二つの結果に過ぎないのと同じく、同じ生活様式の有無という根本原因こそが、ドイツにおける貨幣の豊富と、オーストリアの貨幣不足という外観を生み出しているのである。我々はここに、若きヒュームが大陸旅行の途上で確認した、ドイツの富裕とオーストリアの貧困という対照的事実が議論の素材として利用されているとともに、生活様式が国民の富裕に及ぼす決定的作用についての若き日の洞察が、経済理論の新たな展開によって、より高い水準で裏づけられていることを知るのである。

このように、『政治・経済論集』における生活様式概念は、その統一概念と言っても過言でないほど、理論分析と歴史把握との共通の基礎をなすものであった。若きヒュームは、ドイツやオーストリアを旅しながら、人々の生活様式と習慣こそが、国民性の多様性や富水準の格差を規定する根本要因であることの洞察を得た。『政治・経済論集』は、こうした素朴な直感的洞察を、自由な労働の社会的交換を基礎とする生産力の一般理論としての体系的把握にまで深めたものであった。こうした一般理論の諸前提のもとに初めて、『イングランド史』の、特殊イングランドにおける商業と自由の複雑な歴史的因果の解明が成立しているのである。『道徳・政治論集』における開明君主制の理論は、『政治・経済論集』の経済分析を媒介としてのみ、『イングランド史』における生活様式の変革を起点とする絶対王政と市民革命の歴史分析に結実したのである。1742年の時点では、モンテスキューを先取りするような先進的な洞察を示した『道徳・政治論集』の開明君主制論にも見られない生活様式 (manners) の概念が、『政治・経済論集』以降の中心的概念として登場することの意味は、このように重大なものであった。⁽⁸⁾

4 「勤労、知識、人間性」の連鎖の論理

生活様式概念の第一の意義は、上に見たような、国民の技術と産業活動の推進力としての、従っ

注(8) ロバートソンはヒューム思想の時系列的な変化を指摘し、『人間本性論』→『道徳・政治論集』→『政治・経済論集』の発展のなかに、シヴィック的政体論と自然法学的商業・自由論という二つの基本問題をめぐる「ヒュームの一貫した理論的考察」の軌跡を探っている (Robertson, *op. cit.*, p. 177)。彼のすぐれた分析は、それら二つの異質な思想系譜がシヴィック的伝統の根本的な再構築のなかで融合されていく過程を跡づけようとするものであり、本論とは異なる方法視角に立っている。

て、国富と国力との基盤としての、それであった。しかし、こうした社会の生産力的基礎としての生活様式と同時に、社会の政治的基礎としての生活様式概念もそこには明確に存在する。ヒュームにおける生活様式概念は、勤労大衆一般の奢侈と勤勉とに支えられた国民生活の洗練の原理であると同時に、そうした国民一般の富裕化がその国民の普遍的な自由に結実していく過程をも説明する原理であり、それ自体としては経済的概念にとどまるインダストリーの概念に還元できない社会的原理なのである。この点を最もよく示すのが、技術と産業活動の導入によって法と自由が確立される過程についての彼の分析であり、それはまた、イングランドの絶対王政が臣民の事実上の自由の保障を通じて、市民革命を自ら準備した歴史の逆説の秘密をも説明するものとなっている。

すでに見た「興隆と進歩」によれば、君主制国家における法の支配の実現は、政体の本性に反して臣民に自由と安全を保障するという、君主の「大きな知恵と反省力」を要求するが、「それほどの知恵は、人間の理性（human reason）の一層の洗練と改善が行われる以前には、決して期待することはできない。これらの洗練は、好奇心、安全、そして法を要求する」（E, p. 118, 小松訳、下、230-231頁）のであった。ここでヒュームが、法の支配の諸利益を自覚する、君主の高度の政治的知性ないし統治技術と、臣民をも含む人間一般の理性の洗練を区別した上で、前者にとっての后者の不可欠性を指摘していることに注意したい。開明君主制の理論によれば、君主政体における法の支配は、君主の意思によって、君主と臣民の双方の利益のために導入されるのであり、このことは、君主の知性や洞察力とともに、法の支配の諸利益を認識する国民一般の知性の改善が、その大前提であることを示唆している。君主ひとりの知性であれば、個人的な才能や努力によって、高度の水準にまで洗練できるであろう。しかし、国民全体のそれは、もっと別の普遍的な原因によって説明されなければならない。すでに見たように、開明君主制の理論は、この人民一般の知性の洗練を、共和政体からの法の移入→安全の保障→知的好奇心の発達、という論理によって説明していた。このような観点から見れば、『道徳・政治論集』を超えようとする『政治・経済論集』の課題のひとつは、国民一般の知性の改善過程を、この法の移植の論理によらずに、いかにして説明するかにあったのである。

これに対するヒュームの答えが、ふたたび生活様式概念であり、その具体化としての、「勤労、知識、人間性 industry, knowledge, humanity」の不可分の連鎖という「奢侈について」で展開された認識である。この論点をめぐるヒュームの独創的な議論は、商業と自由との本質的な関連を、歴史的にのみならず、いかに哲学的に基礎づけるかという、彼の究極の関心に支えられている。

『イングランド史』における商業と自由との展開史を少なからず詳細に跡づけてきた我々にとっては、読みふるされた『政治・経済論集』の章句の意味が、こうした角度から新鮮な響きをもって実感されてくる。ヒュームはそこで、人間の産業活動一般がその知的洗練と道徳的向上に及ぼす決定的な効果の認識を示し、それを「勤労、知識、人間性」の不可分の連鎖として表現する。その第一

注（９） この点、より詳しくは、坂本達哉「D. ヒュームの人間労働概念とインダストリー論」（早坂忠編『古典派経済学研究（Ⅰ）』雄松堂出版、1984年）67頁を見よ。

の現れは、産業活動が生み出す知識と学問の自律的成長である。「偉大な哲学者や政治家、有名な将軍や詩人を生み出すのと同じ時代は、普通は、有能な機織り職人や船大工に満ちている。毛織物の一反を完全に仕上げるのできる国民が、天文学に無知であったり、倫理学を軽視するということは、合理的には考えることができない。時代の精神はすべての技芸に影響する」(E, pp. 270-271, 田中訳, 21頁)という言葉が、それを端的に示す。産業活動を通じての知識・学問の向上が、国民一般の知性の改善という基礎を必然的にもつのは、産業活動という基礎が最も普遍的な人間の活動だからである。こうした普遍的な知性の改善、知識の普及、諸学芸の発達を通じて、法の支配の観念が国民的な基礎に支えられながら成長し、最終的には、為政者に高度の統治技術を教えることになる。「法、秩序、治政、規律、これらが、いかなる程度であれ完成に達するには、その前にまず、人間の理性が、その行使によって、そして、少なくとも商業や製造業といったもっと通俗的な技術に適用されることによって、洗練されていなければならない。紡ぎ車の作り方を知らず、織機を上手に使いこなせない国民によって、政府が巧みに樹立されるなどと期待できるであろうか」(E, p. 273, 田中訳, 24頁)。

国民一般の知性と道徳の向上があって初めて、発達した統治術と法の支配が可能になるのである。その逆ではない。産業活動による理性の洗練の論理は、国民一般の知的向上→法の支配の確立という展開順序を究極的に保障する根拠になっていることに、最大限の注意を払っておこう。文明社会の順調な成長と発展がもたらす以上のような国民の知的洗練と(後にもふれるような)道徳的向上とを基盤として、ヒュームは本題とも言うべき商業→自由の連関を論証する。「問題を適切な観点から考察すれば、技芸における進歩は自由にとってむしろ好ましいものであり、自由な政府を生み出しはしないとしても、これを維持する自然的傾向をもつことがわかる」(E, p. 277, 田中訳, 27頁)と述べる彼は、技芸の洗練を欠き、貧困と農奴の隷従の原理が支配する封建社会との対比において、産業活動の活発な社会が、富裕な農民層を基盤に、商工業者の広範な成長をもたらすことを指摘する。中産階級は、土地であれ資本であれ技術であれ、私有財産という人格的自由の基盤を確立しているから、貴族の封建的支配力は消滅し、「公共的自由 (public liberty) の最良かつ最堅固な基盤であるあの中産階級に、権威と尊敬を引き寄せる」ことになる。「彼らは、彼らの財産を保障し、貴族の専制からと同様、君主の専制からも彼らを守る平等な法 (equal laws) を熱望する」から、彼らを中核とする庶民院の政治力は着実に増大し、王権と対抗する国制の一翼にまで発展する。「下院は、我々の人民の政府の支柱である。そして、世界中が認めていることは、下院の主要な影響力と尊敬は、庶民の手に財産のそれほどの優位をもたらした、商業の増大に負っているということである」(E, pp. 277-278, 田中訳, 28頁)。

以上の説明は、すでに検討した『イングランド史』の記述に比べて、著しく簡潔になっているが、ヒュームの主張の根幹は明確に示されている。生活様式の大変革を起点とする技芸と産業活動の展開は、中産階級の富裕化を導き、国民の自由の確立に帰結するという商業→自由の論理の骨格は、『イングランド史』にそのまま受け継がれていったとみてよいであろう。他方で、そうした歴史の

論理をより個別的な事実のレベルで基礎づける作業は、そこでは十分に行われていない。とりわけ、テューダー朝以降の自由の発展の具体的な過程は明らかにされておらず、事実上の自由から権利としての自由への移行過程の具体的説明という『イングランド史』の中心問題は十分に提起されていない。少なくとも、絶対王政の専制的本質を、正規の権力執行という逆説的作用を通じて国民の自由の保障へと結び付ける卓抜な論理は未展開である。テューダー朝期における王権の拡大と自由の増大との同時進行という矛盾的な歴史の歩みを、生活様式の大変革という基本視点からいかに統一的・整合的に説明するかという問題は、『イングランド史』の執筆に本格的に着手したヒュームが、その時点で初めて格闘したイングランドの自由の歴史の本質にかかわる難問であった。

しかし、少なくとも『政治・経済論集』の時点におけるヒュームの課題は基本的にはたされている。彼は、イングランドの自由の歴史の起源を生産的で活動的な生活様式の展開にもとめ、富裕な農民や商工業者が推進する社会的分業のプロセスの理論的分析の上に、庶民階級全体への財産バランスの移行を説くことによって、商工業の発達が国民の自由に結実する論理の基本を解明した。君主政体それ自体の内部から法が自生的に生成することはないという根本的認識から出発した開明君主制の理論は、君主政体を内部から解体させる生活様式の変革の論理によって完全に否定されたわけではないとしても、懐疑的ウィッグ主義への指針という一般的意義のみを有する抽象的な政体理論として、その社会認識上の意義を大いに減じる結果となっている。ヒュームの生活様式概念の核心には、『政治・経済論集』において初めて打ち出された、「勤労、知識、人間性」の連鎖に象徴される文明社会形成の推進力の認識があった。この産業活動の一般的展開を通じての人間の知的洗練の論理こそが、開明君主制の理論が究極において依拠し、名誉革命体制の通俗的擁護が立脚する政体中心的な文明社会観の克服を可能にしたのであった。ヒュームのトリアーデに「知識」の契機が組み入れられていることの決定的意味もまた、そこにあったのである。⁽¹⁰⁾

5 自由のコンヴェンショナルな構造と政体史観の克服

国民の富裕と自由の発展を規定する生活様式の洗練と国民の知的・道徳的向上との関連がもつ決定的な意義は、文明社会の発展に対して統治形態が及ぼす影響力との比較検討という観点から、「商業について」の末尾部分においても力説されている。ヒュームによれば、イングランドを典型とする文明社会の正常な発展の秘密は、生産力の発展機構という観点から見れば、たしかに機械的

注(10) スtocktonは、マルクス主義者であれば『道徳・政治論集』における「より観念論的な分析」から『イングランド史』における「より唯物論的な分析」への移行と呼ぶであろう分析視点の変化を指摘しているが、これは『イングランド史』における近代社会成立史論を経済決定論に矮小化する危険がある(C. N. Stockton, "Economics and the Mechanism of Historical Progress in Hume's History", in D. W. Livingston and J. T. King eds., *Hume: A Re-evaluation*, Fordham U. P., 1976, p. 313)。二つの著作の間にある変化はたんなる政治→経済から経済→政治への視点転換ではない。生活様式概念が技芸やインダストリーの概念に還元できない本質的な理由もそこにあり、それは商業と自由の両契機を含みながら、前者が後者を生み出す過程についての包括的な社会学的概念なのである。

技術の発展を軸とする農工二部門間の社会的分業の拡大であるが、そのような社会的機構それ自体を根底において支えるものは、農工分業の担い手たる勤労諸階級の生活洗練と富裕化であり、さらにはそうした（相対的な意味での）所得分配の公平である。彼はこの論点を、それまで展開してきた経済学的分析からの「皮層な脱線」として受け取らないよう読者に注意しながら、「市民のあいだのあまりにも大きな不均等はいかなる国家をも弱めるものである。あらゆる人は、可能ならば、すべての生活必需品と多くの便益品とを完全に保有するという形で彼の労働の成果を享受すべきである。そうした公平が人間の本性に最も適しており、また富者の幸福から減じるものより多くのものを貧者の幸福に付け加えるということは、誰も疑うことができない。……こうした状況にこそ、現在のいかなる国民、またいかなる歴史の記録に現れるどんな国民に対しても、イングランドがもつ大きな利点が存する」（*E*, p. 265, 田中訳, 15頁）と述べる。

ところがヒュームによれば、イングランドが世界にはこる圧倒的な富裕を産んだ最大の原因は、一般には、名誉革命後の自由の政体にあると考えられている。これは言うまでもなく、「自由と専制」においてすでに批判されていた通俗のウィッグ主義の見解である。たしかに広く歴史的事実を見わたせば、「一般大衆の貧困は、絶対君主制（absolute monarchy）の、不可避のとは言わないまでも自然な結果」である。文明社会の順調な成長にとって絶対君主制やとりわけ専制君主制の排除は最低限の条件であり、その限りにおいては、統治形態にかかわる要因が文明社会の発展可能性を左右する一定の条件をなすことは否定できない。重要なことは、自由な政体は文明社会の発展にとって必要でも十分でもなく、絶対君主制に比べればより適合的だという以上の積極的意味をもたないという彼の指摘である。その証拠には、「そうだと他方では、彼らの富裕が自由の不可避の結果であるかどうかは疑わしい。自由がそうした結果を生み出すためには、特殊な偶然（particular accidents）と考え方の一定の変化（a certain turn of thinking）とが伴わなければならない」（*Ibid.*, 田中訳, 16頁）。自由な政体こそが文明社会発展の根本原因だとするウォーレスらの通俗的史観は、商業を生み出すとされる自由の政体それ自体が、じつは国民の思考方法の変化と特殊的要因を伴った生活様式の変化の一大変革の産物である点を見逃しているというのである。

ヒュームによれば、自由な統治形態よりも、彼の言う「特殊な偶然」と思考方法や価値観の変化という二つの要因の結合こそが、一般大衆の富裕を基盤とする文明社会形成のより本質的な条件と見なければならない。彼はここで、フランシス・ベイコンの議論を用いながら自説を巧みに展開している（*E*, pp. 265-267, 田中訳, 16頁）。ベイコンは当時における英仏の国力の差とイングランドの軍事的優越の原因を、正当にもイングランドの「庶民の優越した安楽と豊富」に帰しているが、問題は、そうした英仏両国民の富裕の差異の原因をどこに求めるかであろう。通俗的なウィッグ史観によれば、それは当時における英仏の統治形態の違いに由来するのであり、実際、ベイコンが英仏の国力を比較したテューダー朝の時代は、すでに詳しく見たように、エリザベス女王の治世を頂点とする制限君主制と混合政体との確立期であると広く信じられていた。しかし、ヒュームによれば、こうした常識に反して、「その二つの王国の政府は当時は非常によく似ていた」のであり、どちら

も専制君主制に限りなく接近した絶対王政であった。そうだとすれば、この同一の政体を前提として、フランスに欠如し、イングランドにのみ存在した基本的な要因にこそ、当時の英仏国民の富裕の差を解明する鍵があることになろう。ヒュームはこれを、「特殊な偶然」と国民一般の思考方法の変化の結合に求めたのである。ヒュームは注記していないが、以上はペイコンの『エッセイズ』に収められた第29論文「王国と国家の真の偉大さについて (Of the true Greatness of Kingdoms and Estates)」への言及である。⁽¹¹⁾ 注目されるのは、ペイコンがその部分において、イングランドの富裕の歴史的要因を、農民的土地所有を保護し、富裕な中産層を育成するというヘンリー7世の「深遠で感嘆すべき」政策に明確に求めている事実である。ヒュームの言う「特殊な偶然」が何をさすのかは必ずしも明らかではないが、もしそれが自由の保障を中心とするこうした君主の賢明な諸政策を含むものと仮定すれば、彼はペイコンのこの説明を継承しつつ、それに生産的で奢侈的な生活様式の導入を起点とする思考方法の変化という、より普遍的要因を付け加えたと考えることもできよう。そうした偶然的要因と普遍的要因との結合による封建制の解体と近代社会の成立に対する複眼的分析は、すでに詳しく見た『イングランド史』の議論を予告するものである。生活様式の変革を基盤として進行する国民一般の価値観の変化に比べ、こうした変化にその時代の絶対君主が前向きに反応するかどうかは、偶然的な事情に依存し、きわめて特殊な要因が介入せざるを得ない。前節において示した引用で、ヒュームが商業と自由との関連に、「……自由な政府を生み出すとは言わないまでも (if not produce), これを維持する自然的傾向」という形で慎重な限定を付けていた事実も、歴史の因果を絶対的に断定することへの認識論上の躊躇を別とすれば、商業社会の成長を自由な政府の確立(市民革命)へと媒介する絶対王政の無視できない役割の評価と関連していた可能性もあるであろう。

たしかにイングランドの場合には、テューダー朝の君主たちは、封建貴族の没落を通じての王権の拡大を企図することによって、当時の国民一般の生活様式と思考方法の変化に対して賢明に対応した。しかし、この歴史の因果が何か必然的なものであるとすれば、開明君主制の支配下に商工業の高度の成長を実現していた18世紀当時のフランスも、いずれは市民革命に至ることになろう。商業社会と市民革命との関連を必然的なものとする見方のような理解は、むしろ通俗的ウィッグ主義の歴史観であって、ヒュームのものではない。彼は商業と自由との相互関連を必然的な因果関係としてではなく、歴史的な諸条件を媒介とする高度の蓋然性において捉えることによって、『イングランド史』における絶対王政と市民革命のユニークな歴史分析に導かれることになったのである。もとより、ヒュームの説明において決定的に重要なことは、絶対王政の媒介的役割を過大評価することではなく、絶対君主の賢明な政策的対応それ自体が、生活様式の変革を基盤とする国民一般の知的洗練を前提として初めて可能であったという歴史的洞察である点は、すでに強調した通りである。このような推定を一般化すれば、ペイコンの当時の英仏両国の統治形態の基本的同質性にもかかわ

注(11) Sir Francis Bacon, *The Essays or Counsells, Civill and Morall*, ed. by Michael Kiernan, Harvard U. P., 1985, p. 93.

らず、フランスがイングランドのような生産力の発展と大衆の富裕、その歴史的帰結としての自由政体の樹立（市民革命）を17世紀の段階で達成できなかったのは、こうした二つの基本的条件を欠いていたからだということになる。

これをさらに敷衍して言えば、18世紀当時のフランスが、近い将来において名誉革命体制下のイギリスのような自由の政体（制限君主制であれ、共和制であれ）を実現できるか否かもまた、この二条件をフランスが獲得できるかどうか、換言すれば、農工分業の順調な展開を基礎とする勤労大衆の富裕を道徳的に是認するような新しい思考方法が国民各層のあいだに一般的に成立し、その上に開明的な君主なり政治的指導者なりが国民の富裕を保護、育成する積極的な政策展開をはかるような状況が生まれ得るか否かに、かかっていたということになる。これは当時のフランス社会における文明社会の成熟度と強靱さ、また国民の知的洗練と政治的判断力とを、ヒュームがどのように評価していたかという問題である。⁽¹²⁾ 以上のような考察を総括して、彼は言う。「労働者や職人が低賃金で働くことに慣れ、彼らの労働の成果のごく小さい部分だけを保有することに慣れている場合には、たとえ自由な政体においても、彼らが自分の境遇を改善したり、賃金引き上げのために一致団結することは困難である」（傍点引用者）。こうした国民の価値観や思考方法の変化に表現される生活様式の変革こそ、政体論的思考からは説明できない、政体を超え出る文明社会の根本原理であった。ヒュームが次のように断言するとき、生活様式の政体に対する優越性の認識は、もはや疑うことができないであろう。「〔イタリアのように〕農民や借地農などの労働する貧民の大多数が、非常に低劣な状況に置かれている場合には、その国民の政府が君主制であろうと共和制であろうと、残りのすべての人々も、彼らの貧困を分かち合うであろう」（傍点引用者）。

「古来の国制」主義を初めとする通俗的ウィッグの自由観に立つウォーレスは、こうしたヒュームの論理を理解することはできなかった。興味ぶかいのは、彼が『道徳・政治論集』における開明君主制の理論を引用しながら論評し、それとの対照において、自分の立場を鮮明に主張している部分である。ウォーレスは「興隆と進歩」をまずは肯定的に引用しながら、学芸の促進や産業活動の展開にとっての「自由の優れた影響」の認識を、「あまりにも巧みに、あまりにもしばしば説明さ

注（12） フランスの現状について「自由と専制」のヒュームは、もし絶対王政下の経済発展が「衰退しがちである」とすれば、それは「そこにおいて商業が不安定だからではなく、商業があまり名誉あるものではないからである」とし、「家柄、称号、地位は勤勉や富よりも尊敬されねばならない」という君主政体と不可分の国民の価値観が、フランスの文明社会の前進を阻む主要な事情だと指摘している。これは政体が価値観を規定するという論理である。ところが同じ論説の他の箇所では、フランス経済の停滞は自由政体に比しての勤労民衆に対する課税額の高さではなく、「高価、不公平、恣意的、そして複雑な」徴税方法によつて、貴族自身の利益に反するこうした制度上の欠陥は「その統治形態に内在する」ものではないことをも指摘している。このような欠陥を見抜き、大胆にこれを改革する「君主や大臣」が出現すれば、「その絶対政府と我々の自由政府との違いは現在ほど大きなものとは見えなくなるであろう」というテュルゴ改革を予想したかのようなヒュームの言葉は、この段階での彼が絶対君主政体を「下から」掘り崩す生活様式の論理に到達せずに、むしろこれを「上から」超える政治指導者の個人的能力に期待したことを示している（E, pp. 93, 95, 小松訳, 下, 206-207, 210-211頁）。

れてきたので、いまや、ありとあらゆる種類の著者たちによって、一般的に認められるようになった」とし、その代表者としてヒュームの名をあげる。しかしウォーレスは、自由政体における学芸の自生的成長と、その君主政体への移植の可能性というヒュームの論理をこのように援用しながら、これを「技芸も商業とともに、自由な諸国民において最もよく、最も長く繁栄してきた」という通説（自由→商業、自由→学芸）に一面化し、この通説にあえて異をとる形で、フランスの商業的成功や学問・芸術の高度な発展を強調するという開明君主制論の核心を無視している（p.213）。彼においては、君主制は専制と同義である。その上でウォーレスは、自由政体と君主政体の優劣を比較検討し、ヒュームが高く評価する開明君主制下での人身と所有の保障を論外として退けたのである⁽¹³⁾。

開明君主制の理論の枠組みを超える『政治・経済論集』以降のこうした新しい理論展開の意義は、開明君主制論の思想的意義を初めて明確に指摘したフォーブズも見落としたものであり、『道徳・政治論集』以後のヒュームの大きな思想的成長を経済理論の展開とともに証拠立てるものである。というより、彼の経済学的考察それ自体が、物理的諸原因や政体の影響を超えて特定の生活様式が国民一般の富裕と自由を導くような、社会的機構の探究であった。フォーブズが二つの著作の間にあるこの飛躍を十分に意識していないように見えるのは、ヒュームにおいて経済学的思考がはたした政治学的ないし社会学的役割を彼が認識できなかったことに起因している。詳しく述べる余裕はないが、卓越した政治思想家であるフォーブズは、ヒュームの経済思想が生活様式⁽¹⁴⁾の概念を軸として再構築した新しい社会認識の枠組みを看過し、自由政体から君主政体への法の移植の論理を前提とする開明君主制の理論を彼の懐疑的ウィッグ主義の基軸的論理であると誤認した。フォーブズがヒュームの文明社会論それ自体のなかに、古典古代以来の「立法者の神話」の継承ないし残存を

注（13） ウォーレスの議論への言及をはじめとして、私的自由（事実上の自由）と公共的自由（憲法的自由）との区別を核心とする懐疑的ウィッグ主義の自由概念の精緻な形成史的考察として、Forbes, *Hume's Philosophical Politics*, pp.157-168, が有益である。懐疑的ウィッグ主義概念全体の意義についての Winch, *op. cit.*, chap. 2における有益な解説も参照せよ。

（14） この主張は、ヒュームの文明論や歴史論における偶然性の強調、政治家や立法者の重視、マンデヴィルの「意図せざる結果」の論理の薄弱、法と政府の社会形成作用の強調、社会契約論的枠組みの残存など多数の論点をめぐって展開されている（Forbes, *Hume's Philosophical Politics*, pp.226-230, 315-323）。フォーブズの古典的研究は、「彼の懐疑主義を別として、ヒュームの哲学的歴史をファーガソン、ミラー、スミスなどの思想家たちのそれからおそらく何よりも根本的に区別するものは、この種の政治的な指向性と強調（political orientation and emphasis）であり、彼らは社会学と社会理論においてヒュームよりもはるかに多くのスペースを割いているのである」（p.323）という言葉で結ばれているのであるが、これら個別論点に即した反論は他の機会に行いたい。その根本的問題点は本文に記した通りである。田中秀夫「アダム・スミスとジョン・ミラー——市民社会史の成立と自然法学の変容——」（田中敏弘編著『スコットランド啓蒙と経済学の形成』日本経済評論社、1989年、150頁）は示唆にとむ労作であるが、このフォーブズの視点をそのまま継承している。ロバートソンは正当にもヒュームの経済分析の過少評価を、フォーブズの重大な問題点としている（Robertson, *op. cit.*, p.160, n. 51）。ただしフォーブズのこうした方法態度は、Forbes, “Sceptical Whiggism, Commerce and Liberty”（*op. cit.*）においては相当の変化を見せているように思われる。スミス『法学講義』の公表がこの変化に関係しているとすれば、興味ぶかいことであろう。

指摘するばかりか、そうしたヒューム思想の固有に政治学的な性格を根拠として、その文明社会認識の全体を、スミス、ミラーなどによって展開されるべき市民社会の自然史論の一群から除外する結果となったのも、この点に究極の理由があるように思われる。開明君主制の理論は法の移植の論理を提起しながら、共和政体から君主政体への法の移植の具体的過程については何も語っていない。少なくとも論理的に見る限り、法の移植は立法者によって行われるほかはないのであるから、開明君主制論が立法者の神話の枠組みを超え出ることができないのは、いわば当然のことなのであった。

X 名誉革命体制の危機をめぐるヒュームとウォーレス——結びに代えて——

1 名誉革命体制における政治の腐敗と道德の腐敗

こうして我々は、名誉革命体制の現状をめぐるヒュームとウォーレスの診断を、真に對置させることのできる段階に到達した。ウォーレスの現状認識については、本論（Ⅱ）において、ヒュームの経済論、ブラウンの社会論との対比で、『諸特徴』の基本的性格を明らかにした。他方、ヒュームについても本論（Ⅲ）において、名誉革命体制の政治決着がはらむ深刻な問題点の認識について、その要点を指摘しておいた。残された問題は、こうした名誉革命体制の政治的諸前提の下に展開した、経済と社会の発展に対するヒュームの評価と展望をウォーレスのそれと対比し、懐疑的ウィッグ主義という思想的立場のもつ歴史的意味を探りだすことであろう。以下本章では、名誉革命体制が18世紀後半以降に帯び始めた危機的諸局面をめぐるヒュームとウォーレスの対応を対比的に考察することによって、この課題を果たすことにしたい。⁽¹⁵⁾

まず、名誉革命体制下におけるイギリスの文明社会の現実をめぐる三者の思想的立場の異同を、自由、商業、腐敗という基本的論点に即して概観しておくのが、以下の議論のためにも便利であろう。本論（Ⅱ）におけるウォーレスとブラウンの現状認識の比較検討において、すでに明らかのように、彼らの最大の思想的課題は、商業社会の発展と国民の自由との原理的關係をどのように把握し、そうした把握にもとづいて、イギリス社会の現状をどのように批判的に分析するかに置かれていた。名誉革命の自由にイギリスの経済発展の起点を求めるウォーレスに対してブラウンは、両者を何か別個の本質をもつものと想定した上で、前者を肯定し、後者をはげしく非難したのであった。彼は、名誉革命の自由の原理にもかかわらず、商業社会がもたらした富裕万能と貨幣崇拜の風潮が生活様式を腐敗させ、愛国心の衰退と人心の荒廃をもたらして、ついには自由の原理そのものの危機を招いていると判断していた。これに対してウォーレスは、名誉革命が復活させたイングランドの政治的自由と、富裕の発展との必然的な連関を指摘した上で、商業社会の現実における腐敗した政治と道德の諸要素を認めながらも、名誉革命体制における自由と富裕の相互促進的な実現により

注（15） 名誉革命体制の危機を表現する時論的問題としては、以下に取り上げる政治「腐敗」や公債の問題に加えて、ジャコバイト、民兵と常備軍、急進主義と議会改革、植民地と独立運動などの諸問題を検討しなければならないが、以下の議論はヒュームの名誉革命体制認識に最も深刻な意味をもつと思われる上の二つの問題に限定したい。

大きな政治的価値を認めることによって、ブラウンの議論に対抗したのである。

こうした名誉革命体制の全面肯定と全面否定という両極端に位置するウォーレスとブラウンの見解との対照において、ヒュームの懐疑的ウィッグ主義を位置づけるならば、その独自な性格がただちに明らかとなってくる。自由な政体こそが商業社会発展の最も本質的な原因だとするウォーレスらの通俗的ウィッグ主義の見解を文字通りに逆転させて、生活様式の洗練を起点とする商業社会関係の発展こそが国民の自由の確立をもたらす根本的推進力だとするヒュームの論理は、腐敗問題に対するまったく斬新な接近を可能にするものであった。結論的に言えば、彼の商業・自由論は、ブラウンはもちろんウォーレスも承認せざるを得なかった商業と腐敗の因果連関を根本から断ち切ることによって、統治機構における行政部の拡大と、社会における勤労国民の道徳性の向上とを、矛盾なく両立させて説明する論理を展開することができたのである。ヒュームは、商業活動の広範な展開は、庶民階級の物質的富裕化のみならず、彼らの知性と道徳性の洗練を生み出しつつ、社会の知的・道徳的水準を一般的に高めていく効果をもつことを示すことによって、ウォーレスは消極的に、ブラウンは積極的に、それぞれ主張していた商業と腐敗の連鎖を初めから認めない論理の地点に立つことになった。

しかしヒュームも、当時「腐敗」という言葉によって表現され、地方派の人々によって非難されていた社会と政治の現実そのものを否定するわけではない。彼が意図していたのは、厳然として存在するそれらの諸事実にもまったく新しい視点から接近することであった。ここで注目すべき点は、通俗的ウィッグの視点に立つウォーレスとマキャベリアン・モラリストのブラウンがともに商業社会の貨幣崇拜が必然的にもたらした結果として、同じ性質の問題として捉えた政治の腐敗と道徳の腐敗とを、本質的に異なる二つの問題として区別し、それぞれに対してまったく別種の診断を下していた事実である。⁽¹⁶⁾

第一にヒュームは、ブラウンやボリングブルックらによる政治の腐敗（年金、官職の提供による行政部の議会操作と影響力の行使）の非難について、そうした行政部の確立した慣行が、国民の自由を危機に陥れているという地方派の見解をまったく誤りだとする。彼はすでに、『道徳・政治論集』に収められた「議会の独立性について (Of the Independency of Parliament)」のなかで、行政部による議会への影響力の行使（パトロネージ）は、名誉革命後の議会の強大な権限に対抗して行政権の独立を守り、政策遂行の安定性を確保し、ひいては国民の利益と福祉を実現するという、名誉革命体制と不可分な政治的機能である点を指摘していた。「古代と近代とのすべての哲学者と政治家たち」の説くところに従えば、「いかなる政治体制」においても、権力機構に与る個別利害は純粋に利己的な利害動機によって動かされると想定されねばならないが、「権力の巧妙な配分によって、個別利害がその作用において公共の利害と必然的に一致するならば、我々はそうした政府を賢明かつ幸福なものと呼んでよいであろう」。各個別利害の利己的性格は、適切な権力分割と抑制

注 (16) 当時の通念によれば、「腐敗とは市民一般がこうむる政治的狀態と道徳的苦悩との双方のことであった」(Winch, *op. cit.*, p. 30, 邦訳36頁)。

均衡を保障する統治機構の実現によって政府全体を左右する程に強大なものとはならず、反対に公共の利益へ誘導される。ところがこうした「政治の原則」に反して、「我々の政治体制によって庶民院に配分される権力部分は非常に大きく、それは政府の他のすべての部分を絶対的に支配している」ことをヒュームは指摘する。王権、貴族院、庶民院という三利害の分割と抑制均衡という混合政体の原理はもはや名目的なものに過ぎず、国王の拒否権は実質的には無力であり、貴族院も王権の付属物に堕している。

それでは、このような庶民院の絶対的とも言える強大な権限にもかかわらず、名誉革命体制の統治機構が歴史上最も賢明な政治体制として最大限の自由をイギリス国民に保障してきたのはなぜか。古代以来の政治原則に反するかに見えるこうした「逆説 (paradox)」を解くものこそ、「腐敗」の名で非難されている行政部による議会操作だとヒュームは主張する。名誉革命以降、王権と行政部とは官職や年金の配分という独自の権限を有効に運用することによって、庶民院全体の利害が議員個人の利害によって抑制されるという巧妙な機構が維持され、混合政体のバランスが保たれるというのである。「従って、我々はこの影響力を好きな名前で呼んでよかろう。我々はそれを腐敗、従属という不愉快な名称で呼ぶこともできようが、ある程度の、またある種類のそれは我々の政体の本性そのものと不可分であり、我々の混合政体の維持にとって必要なものである」(以上、E, pp. 42-45, 小松訳, 下, 164-168頁)。ヒュームは、商業社会の道徳的腐敗を象徴する現象として主として道徳的な問題として糾弾されていた行政部の議会操作を、国民の自由を最もよく保障する当面は唯一の政治体制としての混合政体の維持という観点から考察し、議員個人の利己的な個別利害を公共の利害に導くような政治制度と権力機構の客観的分析という方法によって、名誉革命体制の根幹にふれる問題として論じたのである。⁽¹⁷⁾

第二にヒュームは、ブラウンの『評価』に鮮明に現れていた社会の腐敗(過剰な奢侈と享楽的傾向)の非難に対しては、商業→自由の論理それ自体によって対抗する。政治の「腐敗」が名誉革命体制の統治構造に由来する問題であるのに対して、この問題はそうした政治体制の全体を基礎づける文明社会の発展傾向にかかわる問題であり、これら異質の「腐敗」問題に対してはおのずと異なる接近法が取られねばならないと、彼は考えたのである。すでに見た「奢侈について」によれば、「勤勉と知識と人間性とはある不可分の鎖によって結合されているのであり、理性と同様に経験からも、

注(17) 従ってヒュームにとっての政治「腐敗」は普通の意味では腐敗ではない。彼が「議会の独立性について」において、官職、年金などの配分による王権と内閣の影響力行使 (influence) と私的な買収 (private bribery) とを厳密に区別し、前者のみを是認して、後者については「恥ずべき堕落 a shameless prostitution」という強い表現で非難しているのはこのためである。従って「買収による議会工作は制限政体にとっては必要悪であるといっているのけることができたヒューム……」(田中秀夫「『イギリスの国制』と歴史認識——ヒュームの政体論の前提——」『甲南経済学論集』30巻3号, 1989年, 86頁) という表現は誤解を含む。佐々木毅「ヒュームと公共精神の問題」(『思想』, 760号, 1987年) は混合政体の不安定要因を調停する近代的な意味での公共精神についてのヒュームの認識を重視している。当時の宮廷派ウィッグによる「腐敗」の擁護については、浜林正夫『イギリス名誉革命史・下』(前掲, 410頁) を見よ。

より洗練された、そして普通に呼ばれているところに従えばより奢侈的な時代に特有なものであることがわかる」。近代社会における生活様式の変革と商工業の発展は、国民の富裕と相対的平等とを是認し平和と人間の自然な感情を尊重する温和な統治様式を生み出すが、その過程で知識の交換と市民的な社交性に裏打ちされた、古代的質素とは違う新しい近代の徳性が形成される。商業社会化の帰結とされることの多い軍事精神の弱体化という批判も正確ではなく、古代の粗野な武勇心に代えて、「より強力で、より恒常的で、より支配可能な原理である名誉の感覚 (a sense of honour) が、知識と善い教育とから生まれる精神の向上によって新鮮な力を獲得する」(E, p. 274, 田中訳, 22-25頁) というのである。

もちろんヒュームも、商業社会の発展がもたらしているかに見える過剰な奢侈への惑溺という現象を認めている。しかし、そうした社会的風潮は、「生活上の愉楽や便益の洗練は貨幣崇拜 (venality) や腐敗を生む自然の傾向をもたない」というように、健全な商業社会の発展と何ら必然的な因果関係に立つものとしては理解されていない。⁽¹⁸⁾ ヒュームは、勤勉と知識の原理に裏打ちされた商業社会の正常な発展がもたらす国民生活の物質的改善としての「奢侈 luxury」と、浪費と怠惰の地主的原理の産物としての「濫費 prodigality」とを厳密に区別している。「濫費は技芸における洗練と混同されるべきではない。濫費の悪徳は発達した諸時代の方がより目立たないように思われる。勤勉と利得はこの節儉を下流および中流の人々 (the lower and middle ranks of men) の間に、そしてすべての多忙な職業人の間にもたらす。……怠惰こそがいつの時代にも濫費の大きな源泉である。……言うまでもなく、粗野な時代に払われた高い利子は地主ジェントリーの財産をたちまちのうちに費消し、彼らの窮乏を増大させるのである」(E, pp. 276, 632, 田中訳, 26, 31頁)。彼は、ブラウンらが批判する生活様式の腐敗した側面を事実としては承認しながら、これを商業社会の発展によって漸次駆逐されるものという楽観的展望を示すことによって、その深刻な脅威性を否定する。「貨幣愛 (a love of money) を抑制ないし規制できるものがあるとすれば、それは名誉と徳の感覚だけであるが、そうした感覚は、すべての時代にほとんど均等というものではないとすれば、知識と洗練の時代に自然に最も豊かになるであろう」(E, p. 276, 田中訳, 26頁) とヒュームが述べる時、商業社会の発展が生む市民的徳性と名誉心とが、貨幣崇拜の傾向をしだいに圧倒していくという歴史的展望を確認することができよう。文明社会における市民の道徳的洗練と、同じ市民が党派集団の一員としては混合政体の権力機構のなかで徹底した利己的行動をとる事実との矛盾は、何

注 (18) この点を見落として、ヒュームの「腐敗」の擁護が商業社会における市民の道徳的墮落に対する悲観の表現とみるのはポーcockである (J. G. A. Pocock, "Hume and the American Revolution: the dying thoughts of a North Briton", in *Virtue, Commerce, and History*, op. cit., p. 132)。彼はヒュームの文明社会論全体を商業社会化の波に洗われたシヴィック・ヒューマニズムの矛盾と苦悩の表現と捉えている。これに対してロバートソンの前掲論文は、ヒューム思想を商業と徳との矛盾を自然法学を媒介として前向きに乗り越えようとするシヴィック思想の自己脱皮の試みと考えている。古典的政体理論の枠組みを商業社会化の現実に適応させる積極的試みとしてヒュームの文明社会論を読むのは、James Moore, "Hume's Political Science and the Classical Republican Tradition" (*Canadian Journal of Political Science*, Vol. 10, 1977) である。

ら文明社会それ自体の不安定要因とは見えなかったのである。

こうしたヒュームの腐敗批判論に対して、『諸特徴』におけるウォーレスのブラウン批判は基本的な弱点をはらむものであった。本論(Ⅱ)で指摘したように、彼の議論の基本的性格は、商業→腐敗の因果関係を基本的に承認した上で、第一には、自由→商業の連鎖の意義をより高く評価することによって、第二には、商業社会の腐敗に侵食されるのは国民の一部の階層であるという根拠づけなき断定によって、商業→腐敗の因果の効果を相対的に曖昧化しようとする点にあった。彼は決して、ヒュームのように、商業社会における腐敗現象を、商業社会の必然的結果として以外の形で説明する論理を、展開できなかったのである。政治の腐敗についてウォーレスは、どれほど買収が日常化していようと、金銭の利益のために国民の自由や、法が保障する諸権利を売り渡す議員や選挙民はいるはずのないことを主張し、「官職や年金はあまりにも大きな影響力をもつであろう。しかし我々は、あえて判定を下すならば、大多数は我々の議会の尊敬と国民の自由を主張するであろうと希望する大きな理由をもっている」と述べるけれども(pp. 81-82)、彼はその肝心の理由を何もあげることができない。

また、貨幣崇拜の風潮についてもウォーレスは、「腐敗が人民の間にしのび寄っているかもしれない、それはしだいに力を増しているかもしれない。我々が革命以来、享受してきたような国内の平和と富裕と安全は、不幸にもこの腐敗を大きなものにしているかもしれない。貨幣愛(the love of money)こそ諸悪の根源である。生活に対する過大な価値観と過少な名誉の感覚(a sense of honour)とはともに卑しく危険なものである。現在、これらすべてがあまりにも多く広まっていることを認めなければならない」(p. 205)と、これを率直に認めている。ここには、前に示したヒュームからの引用とは文字通り正反対の現状認識が示されている。ヒュームが商業社会の発達のみで貨幣愛を圧倒しつつあるものとみた市民的徳性と名誉の感覚とを、ウォーレスは同じ貨幣愛の増大によって喪失の危険にさらされているとみたのである。こうした名誉革命体制下の社会的現実に対してウォーレスは、「ブリテンにおいては中産的な諸階層の声が人民の間に大きな影響力をもっている。これらはいつも最も腐敗しにくい階層である。彼らの誠実と行動力には大きな資源がある。より高位の人々が墮落と柔弱に溺れているときに、もし国民のなかに何らかの才覚や誠実さが残っているとすれば、また、もしいかなる文明的な国民もそれらのいずれかを完全に欠如すると考えられないとすれば、国民のこの部分の叫びと影響力とはその才覚と誠実さを見つけ出して、それらを働かせることであろう」(p. 206)という展望を示している。

ウォーレスのこのような対応は、「貨幣愛」や「名誉の感覚」という同じ概念を含むヒュームのそれと比較すると、非常に弱体なものであることは明らかである。ウォーレスは、本論(Ⅱ)の分析が示す通り、中下流の勤勉な国民こそが、国内商工業の発展を支える国民経済の根幹であることを相当程度に経済論のレベルにおいては認識しながらも、そうした国民の生産力の発展と国民の道徳的向上との原理的関連を解明し得ないために、名誉革命体制下における貨幣崇拜の風潮と中産層との対抗図式を、後者への希望的観測という形においてしか把握できなかったのである。ウォーレスの

名誉革命体制擁護の基本的特徴は、彼にとって不都合な政治腐敗や貨幣崇拜といった諸事実に、富裕の増大、中産層の健全さといった他の好都合な諸事実を対置するものに過ぎず、商業社会腐敗論に対する原理的な反論を構成しきれていないことである。彼は、名誉革命の自由が商業の繁栄を生み出したという歴史の因果を、同じく革命以降に出現した行政部の議会工作と貨幣崇拜という政治と道德の腐敗に対置したのみで、後者の連関を論理的に否定する議論を展開するには至っていない。この連関を否定するためには、政治「腐敗」と不可分の混合政体ないし自由な政府を商業社会発展の不可欠の条件だとする通俗のウィッグ主義の歴史観を克服することが必要であったが、名誉革命後の商業社会の生産力の分析を可能にしたのと同じウォーレスの熱烈なるウィッグ主義の信念が、皮肉にもこれを阻んだのであった。

これに対して、ヒュームは、『イングランド史』をも含む彼の歴史認識の総体において、名誉革命それ自体を生み出した歴史の原動力を、人身と所有の事実上の安全にもとづいた中下層の人々の富裕化と商工業の着実な成長に求めると同時に、勤勉がそうした国民の知性を洗練させるという人間本性の連鎖が、一方で、為政者による実定法レベルにおける法の支配の体制の確立をもたらし、他方において、この法の支配の体系に自律的に服していく理性的かつ道德的な国民を形成していく過程を解明したのである。

2 公債累積の危機と文明社会

注意すべきことは、こうしたヒュームの「腐敗」論批判が、名誉革命体制の統治機構とその下に展開する商業社会の将来に対する単純で一面的な楽観論を意味しないことである。すでに繰り返して指摘した通り、彼は、名誉革命体制の政治決着に少なからぬ懐疑的態度をもって接していた。血統上の正統性という人類一般になじみ深い原理を犠牲にした、君主制原理と共和制原理との不安定な折衷構造としての名誉革命体制は、王権と議会との絶えざる不均衡、つまり単純な共和制あるいは単純な君主制へと不断に傾斜する危険性を内包するものとして捉えられた。すでに『道德・政治論集』の「言論の自由について (Of the Liberty of the Press)」において論じられていたように、「絶対君主制と共和制という両極端は、いくつかの実質的な状況において相互に接近する」(E, pp. 10-11, 小松訳, 下, 214-215頁) のであるから、王権と議会との微妙な権力バランスを、いわば不安定のなかの安定という関係において維持するパトロネッジの行使が、国民の自由にとって決定的な重要性をもっていたのである。

以上の限りにおいて、ヒュームは安んじて「腐敗」批判論を退け、パトロネッジの擁護という宮廷派ウィッグの議論を受け入れることができた。しかし、名誉革命体制の不均衡要因はこれで完全に除去されたわけではない。名誉革命体制の統治構造の根幹に根ざすもうひとつの巨大な不安定要因とは、公債の過剰累積の問題であった。『諸特徴』のウォーレスの場合について確認したように、膨大な国家債務の弁護は体制派ウィッグ主義の中心的な議論であったが、ヒュームはここでは一転してこれに激しい攻撃を加え、トーリー的とも地方派的とも言われる、切迫した危機意識をあらわ

にしたのである。しかし従来の研究は、こうした彼の公債批判論の性格を指摘しながら、そうした反体制的議論と政治的「腐敗」の擁護を典型とする体制擁護論とが、いかなる論理によって整合的に把握され得るのかを、必ずしも十分に解明していないように思われる。⁽¹⁹⁾ 紙幅の制約もあり、当時の流動的な政治状況のなかで複雑な様相を見せる彼の公債把握の政治的、経済的諸側面を全面的に論じることはもはやできないが、以下では、ヒュームの懐疑的ウィッグ主義にもとづく文明社会の歴史認識という本論の基本視点から、ヒュームにおける公債批判論に基本的位置づけを与えておくことで満足しよう。

『諸特徴』のウォーレスが、ヒュームをボリングブルクやジャコバイトと同列の、名誉革命体制に意義を唱える「不満分子」として捉えていた事実が示すように、当時における莫大な国家債務の累積は、名誉革命体制への彼の危機感の最大の要因であった。彼はすでに、『道徳・政治論集』の「自由と専制」のなかで、国家が歳入を担保として低利に借入れを行う慣行が、古代の共和国には見られないオランダを初めとする近代の自由な政府に特有なものであり、イギリスの公債問題も名誉革命体制の近代国家としての統治構造に根ざす問題であることを、明確に指摘していた。近代の自由国家は国民の信頼を基礎とする低利の起債を可能にしたが、他方で、債務者と債権者とが論理上は同一の国民であるというその構造によって、為政者は破産宣告という措置がとれない。近代の公債累積の無際限性という危険を、「ほとんどすべての自由な政府を脅かしている、とりわけ事態の現在の位置においては我々自身の自由の政府を脅かしている不都合」(E, p. 96, 小松訳, 下, 212頁)として把握するヒュームは、名誉革命後の公債の過剰累積を、国民の信頼にもとづく政体それ自体に根ざす危険性として指摘していることに注意しよう。本論(Ⅱ)で詳しく検討したように、『諸特徴』のウォーレスが国民の信頼に立つ近代的公債の公共性と社会的利益を説いたとすれば、この論説におけるヒュームは、同じ根拠から発生する債務の過剰累積の危険性をより重要視したばかりでなく、国債償還のための租税負担の増大が国民の自由を圧迫するというより深刻な危険性をも指摘したのである。

このようなヒュームの基本視点は、『政治・経済論集』の「公信用について (Of Public Credit)」において全面的に展開された。同時にそこには、上の論文には見られない新たな要素が現れている。その基本的な筋道は次のようである。国家債務の累積は国内の所得移転に過ぎないという楽観的な擁護論を論破するべく、勤労階級の租税負担の増大を通じての産業活動の抑圧、紙券信用の肥大化、外国人を含む貨幣利害 (the monied interest) の専横、そして庶民院議会の基盤をなす健全な地主階級の弱体化などの諸帰結を指摘する彼は、公債累積を、名誉革命体制を内外の敵に対して防衛するための不可避の支出として弁護する『諸特徴』を一例とする通俗的ウィッグの議論を端的に退け

注 (19) 田中敏弘「ヒュームとコート対カントリ論争」(前掲)も同様の問題提起をしているが、「ヒュームの基本的枠組みは名誉革命体制の基本的容認と、その維持・発展のための新しい理論的基礎づけをあたえるためのものであり……」(60頁)というその解答は、ヒュームの「基本的容認」がいかなる意味での容認なのか明確にされない限り、通俗的ウィッグ主義の体制擁護と区別がつかなくなるのではなかろうか。

る。名誉革命以来の公債の急速な膨張は、勢力均衡の維持という美名のもとに遂行されたフランスとの諸戦争に起因するのであり、「この途方もない浪費こそ、我々が今日さらされているあらゆる危険の源泉として、不平不満の対象となっている〔権力の〕濫用なのである」(E, pp. 358-359, 田中訳, 120頁)。また、同書の随所で展開された周知のような貿易差額説の理論的批判は、重商主義政策体系の根幹である植民帝国の拡大と保護貿易体制の維持こそが、フランスとの一連の戦争を余儀なくさせた根本原因であることをヒュームに教え、ヨーロッパ諸国民との平和的な通商関係の樹立のみが、イギリスの公債依存型の財政構造を刷新する道であることを彼に確信させたことも、言うまでもなからう。

我々は以上のようなヒュームの危機認識をどのように解釈すべきであろうか。確かに、公債累積の危機的側面を強調し、国家の誤った政策的介入による信用の人為的破壊(医者の診断による死)、戦争などの国家的必要が政府による減債基金の取り崩しを余儀なくすることによる信用の枯渇(自然死)、そして、最悪のケースとしての外国の征服(暴力死)という三つのケースを起り得る帰結として想定する「公信用について」の議論は、きわめて悲観的な論調で貫かれている。ウォーレスを初めとする同時代人も、事実、そのように受け取っていた。しかし他方では、フォーズが指摘したように、彼の巧妙かつ慎重なレトリックによって複雑に展開されたその議論が、単純な解釈を許さない両義的な性格をもっていることも事実である。例えば、彼が公債の危険性を指摘する場合、その中心は土地税負担の増大による土地所有階級の没落を初めとする政治的、社会的危険性であって、勤労階級における消費税負担の増大その他の経済的な悪影響は、公債の資本機能という好影響を上回るものとはされながらも、「政治体として考察された国家に及ぼされる被害に比較すれば些細なものである」(E, pp. 355-356, 田中訳, 116頁)と言われる。ヒュームが指摘する公債の資本化による利潤率の低下と投資機会の拡張による商業活動の活発化は、彼自身の評価にもかかわらず無視できない積極的評価を与えられているのであって、これはすでに検討したウォーレスの公債擁護論と同じ性質の認識である。ヒュームはそうした経済学的な公債の弁護論を踏まえた上で、さらにそれを超える公債累積の政治的、社会的危険性を指摘することによって、ウォーレスらの楽観論を反駁しようとしたのであろう。ヒュームは、公債や紙券信用の過剰な発行による国民経済の一時的な活性化は、勤労国民の生活水準の実質的上昇を伴わない物価と賃金の名目的上昇と国際競争力の低下を招き、しかもそれは貨幣の自動調節によって是正されないから、国民経済の健全な発展を長期的には阻害することになると考えたのである。

しかし、何より注目されるのは、ロバートソンがするどく指摘したヒュームの議論の高度に仮説的な性格であらう。公債の重圧による土地所有者の没落を暗示する彼の悲観的な論調が全面的に表出している有名な6パラグラフ(E, pp. 357-360, 田中訳, 118-121頁)の内容は、「……と仮定せよ(Suppose……)」に始まり、土地1ポンドあたり18シリングから19シリングの課税という非現実的

注(20) Forbes, *Hume's Philosophical Politics*, pp. 174-175.

(21) Robertson, *op. cit.*, p. 155.

な想定を含み、しかも国民経済の活力は失われていないと想定される4つの文章によって提起されている。この事実が示すように、ヒュームの悲観的な公債批判論は高度に論理的、抽象的な思考実験としての性格を有するものであった。結論的に言えば、彼は「国民が公債を破壊する」ような国家による破産宣告を最良の債務解消策と考えていた。上にあげた公信用の崩壊の三つのケースのうち、二番目の公債の自然死の意味について、1770年版以降脚注から本文に格上げされた長文の補足的説明のなかで、ヒュームはその真意を明らかにしている。それによれば、国家信用の自然死は具体的には国家の自発的な破産宣告(a voluntary bankruptcy)という一見暴力的な形態を取るとされるが、この劇的な方策は「公信用に対する激しい衝撃を与える」ことはあっても、予想されるほどの壊滅的な被害を国民経済と国内政治に及ぼすものではない。というのも「遠からずして、信用は依然と同様の繁栄した状態で再び回復するであろう」からである。事実、フランスはジョン・ロー計画の失敗による公信用の一時的壊滅の後、より低い利子の債券を発行し続けているし、絶えず自己の資産の増大をねらう債権者は、国家の破産宣告に懲りることなく、信用を供与し続けるというのである。「信用が永久に崩壊することの恐怖、それは確かに害悪ではあるが、無用な亡霊なのである」(E, p. 363, 田中訳, 125頁)。

国民にとっての最良な解決が、債権者と債務者という二つの利害が公的に衝突し、少数の債権者の犠牲の上に国民全体の利害が保護される国家破産の道であることについて、ヒュームはつよい確信をもっていた。彼にとっての「唯一の解決策である暴力的な解決」(ストラーン(William Strahan)宛て, 1771年8月19日付け, L, Vol. 2, p. 248)としての国家破産の結果は公信用体系全体の崩壊ではあっても、商業社会そのものの崩壊ではないからである。ウォーレスとは異なり、公債による生産力促進効果の認識を中心論点とはしない国民経済の発展経路について明確な認識を提示したばかりでなく、「自由と専制」にはなお残存していた政体中心の社会観を克服して、生活様式の発展を軸とする文明社会論の新しい構想を明らかにしていた『政治・経済論集』以降のヒュームにとっては、公債累積の危機は国家破産による公債所有者の政策的な一掃によって、貨幣的要素を適切な限界内に押さえ込んだ生産力の正常な発展の回復という形で解決されるべきものであった。ところが、そうした最良の選択がいたずらに引き延ばされた場合には、上にあげた外国の侵略を含むイギリス社会それ自体の「暴力的な死」という最悪の想定が現実のものとなり得ると彼は考えた。ヒュームが恐れた公債累積の脅威とは、国民経済にとってそれ自体としては致命的とは言えない公信用体系の崩壊ではなく、公信用の崩壊が長期に延期された場合に及ぼされる国民経済への悪影響であり、「公債が国民を破壊する」ような外国による侵略その他の政治的危機なのであった。

自由政体における国家破産の困難性が緊迫感をもって語られていただけでなく、近代的公債が近代の自由な政体の根幹から必然的に生じる解決困難な矛盾として捉えられていた「自由と専制」と比較して、こうした楽観的とも言える国家破産論は対照的なものである。もちろん、その段階でのヒュームも、こうした国家破産宣言を現実には容易な選択と考えたわけではない。彼はそれを実行する上での実際的な困難をつよく自覚していた。その最大の理由は、議会と内閣の多数を構成する土

地所有者 (landed interest) と公債所有者の主体をなす貨幣所有者 (monied interest) との密接な関係である。「貴族院は完全に土地所有者によって 構成され、庶民院も主としてそうであるとは言え、従って、彼らのいずれもが債券の形で大財産を持つとは考えられないけれども、それでも、議員たちと〔公債の〕所有者たちとの関係 (connections) が非常に密接であるために、彼らは慎虜、政策、そして正義さえもが厳密な意味で要求する以上に、公的な信用に固執するのである」(E, p. 365, 田中訳, 126頁)。土地所有者は政治の指導的階層であり、土地税の増大を通じての公債累積の実質的な被害者であるから、国民全体からすれば極小部分に過ぎない公債所有者との関連はじつは根拠の薄弱なものである。ウィンチも指摘するように、ヒュームにとって商業社会の健全な拡大再生産に⁽²²⁾ 対しての基本的階層は、土地所有者と商工業者であって、勤勉の原理に立たない貨幣所有者の切り捨ては、何らそれ自体として致命的な事態とは考えられなかった。「事態が土地所有者と公債所有者との間の公平かつ公然たる対決に至るならば、後者が前者に妥協を強いることができるだろうというあなたのご意見には、同意できません。土地所有者の権威は借地人や隣人に対して堅固に確立されています。しかし、公債の所有者は自分の通りの隣人に対してすらどれ程の権威を持つというのでしょうか」と彼は友人に書いた(上掲, ストラーン宛)。

混合政体の抑制・均衡原理が円滑に作用すれば、議会の大多数を占める土地所有者たちは自己の私利私欲によってではなく、土地所有者全体の真の経済的利害を判定し、手段を選ばずに貨幣所有者の切り捨てという行動に出るであろう。だが、彼らがこうした洞察を欠いた場合には、租税負担の増大を通じて地主階層全体および生産力の主たる担い手である商工業者を含む国民全体の犠牲の上に、議員個人の個別利害が債権者の利害を擁護してしまうことも起こり得るのである。すでに『道徳・政治論集』に収められた「党派一般について (Of Parties in general)」は、次のように指摘していた。「イングランドでは国民のうちの土地所有者の部分 (landed [part]) と商工業者の部分 (trading part) とを分断する試みが行われてきたが、成功しなかった。これら二つの集団の利害は実は別々のものではなく、我が国の公債がまったく抑圧的で絶え難い程までに増大するまでは、決して別々になることはないのである」(E, p. 60, 小松訳, 下, 177頁)。地主階層が貨幣利害の切り捨てに躊躇し、土地利害と商工業利害との間にきしみが生じるという事態が長引けば、国民経済の構造の基幹部分に修正困難な歪みが生じてしまう危険もある。宮廷や内閣による議会操作としての政治の「腐敗」は混合政体の微妙な均衡の維持に不可欠の、議員個人の私利私欲を公共の利害に導くような内生的要因であったが、反対に、公債累積をめぐる土地利害と貨幣利害の結託はこの微妙な均衡を崩す、議員の私利私欲を公共の利害から背馳させるような外生的要因なのである。地方派の批判によれば名誉革命体制の構造に由来する同質の矛盾である政治の「腐敗」と公債の過剰発行とは、このようにヒュームの機構分析から言えば、混合政体の円滑な運営と、その下において保障される商業社会の順調な発展とに対して正反対に機能する異質の問題なのであった。

注 (22) Winch, *op. cit.*, p. 128, 邦訳, 156頁。

3 名誉革命体制の危機と文明社会の危機

以上見てきたように、ヒュームにとっての政治「腐敗」と公債累積問題は、異なる意味で名誉革命体制の統治構造それ自体に由来する深刻な不安定要因であるが、そうした彼の透徹した危機認識にもかかわらず、それは名誉革命体制として現に存在しているイギリスの文明社会の将来に対する最終的な悲観を意味するものではない。名誉革命体制が政治体制として内包する矛盾と緊張の認識の背景には、それをさらに大きく包摂する、この政治体制それ自体を成立せしめた文明社会の原動力に対するヒュームの積極的な認識があったからである。ヒュームにとって、名誉革命が樹立した議会主権を軸とする混合政体としての政治体制は、人類がそれまで経験した最も完全な自由の政体であり、現にイギリス国民が享受する人類がかつて経験したことのないほどの市民的諸自由は、この体制の確立と安定した運営なしには考えられないものであった。従って、その体制が本質的にはらむ不安定要因の認識は、国民の自由の実質的狀態を左右する問題として、彼の議論の前面を彩ることにもなった。しかし、彼がそれらの議論全体を通じて追究しようとしたものは、テューダー、ステュアートの絶対王政と名誉革命後の自由政体という二つの根本的に異なる統治構造を貫いて成長、発展した国民の生活様式の構造、つまり商業と自由の文明社会原理であり、その核心としての「勤労、知識、人間性」の連鎖の構造であった。政治「腐敗」や公債累積の問題も、統治構造としての名誉革命体制の複雑な政治的作用を根本において規制する商業と自由の原理によって、それぞれ異なる意味においてその過剰な発現を阻止され得る問題として把握されたのである。⁽²³⁾

くり返し指摘してきたように、ヒューム文明社会論の基本的方法は、政治支配体制あるいは統治構造としての名誉革命体制と、その成立を根拠づける文明社会の発展とを、歴史的にはもちろん、何よりも哲学的に区別することであった。名誉革命による統治構造の変革を画期としてイングランド史の発展をいわば目的論的に説明する通俗のウィッグ史観においては、文明社会の歴史とはすなわち「古来の国制」を成長あるいは停滞させる様々な統治構造の歴史であった。没商業社会的な古代的政体理論の高次復活としてのマキャベリアン・モラリズムが、商業社会の高度の発展を示す18世紀において名誉革命体制を自由政体として擁護するイングランド的な憲法理論と奇妙な融和関係を見せたのはこのためであった。そしてヒュームが意図したのは、通俗のウィッグ主義として宮廷から地方までをも支配するこのような歴史認識を根底から逆転させることであった。名誉革命体制を産んだ古来の憲政的自由に歴史の原動力を求めるウォーレスらの通俗ウィッグの立場においては、革命後の政体が商業活動の順調な発展をもたらしている間はよいとしても、ひとたび政治「腐敗」や公債の膨大な累積がその同じ政体と不可分のものであることが認識されるや、イギリス文明社会の行方それ自体が危惧される結果となった。とくにウォーレスその人においては、公債を初めとする貨幣的要因が国民経済の発展にとって不可欠の推進力として捉えられたため、ヒュームが提唱し

注(23) 近年のポコックは同じく“manners”の概念に、シヴィック的「徳」と自然法学的「権利」との矛盾を商業社会化の進展のなかで調停する理論的可能性を示唆しているが、詳細な展開が見られないばかりか、本論とはその基本視点を異にしている(Pocock, “Virtues, rights, and manners: A model for historians of political thought”, in *Virtue, Commerce, and History*, op. cit.).

た貨幣所有者の一掃という大胆な政策的措置を、彼は取りたくても取れない理論的立場にあった。

そればかりではない。『諸特徴』の全体に見られる名誉革命体制の現実についての強い自信の裏には、貨幣崇拜の風潮と商業社会の発展、ひいてはその根本をなす自由の原理との論理的連関を根底から否定し切れない、苛立ちがあった。「我々は、我々の利点が可能にしたはずであるよりも、国内では安楽ではなく、海外では尊敬されてもいない。これは、我々の党派争いの激しさと、徳性のあまりにも一般的な欠如によるものである。しかし、一方の側に正当な譲歩を行った後には、次のように、他方の側が承認されなければならない。すなわち、すべての体制運営の誤りと弱点にもかかわらず、我々は、豊かで、偉大で、そして、強力な国民であり続けているのだ、と」(p. 106)という苦渋にみちた表現が示すように、経済論だけでなく、すべての問題を名誉革命体制の政治的擁護に帰着させようとする外見上の楽観主義の背後には、商業社会の現実に対するこのペシミズムが潜んでいたように思われる。ウォーレスにとっての名誉革命体制の危機は、直接かつ本質的に、イギリス文明社会の危機を意味せざるを得なかったのであり、そういう彼の名誉革命体制擁護は、文明社会のより以上の発展と新たな矛盾的展開に対して知的に閉じられたものであった。

ところがヒュームにおいては、文明社会の生産活動、商業活動が生活様式の洗練と人間主体の知性と道徳の向上の問題と結合された上で、そうした諸領域における歴史の推進力が、あらためて統治構造と関連づけられるという、いわば二段構えの議論の構造をとっていた。従ってそこでは、彼が強調してやまなかった統治構造上の矛盾や不安定性は、イギリス文明社会の将来を直接に危うくするものとは映じなかった。ヒュームが承認する名誉革命体制の危機は直接に文明社会の危機を意味しなかったのであり、彼が名誉革命体制の擁護を通じて求めたものは、名誉革命体制の成立に帰結した、そして、名誉革命体制が基本的に保障してきた文明社会の基本構造(商業と自由)を擁護することである。この明確な区別があったからこそ、彼は安んじて名誉革命体制の統治構造の矛盾を分析することができた。公債問題はもとより、ジャコバイト問題や1770年前後からヒュームの大きな関心を引くようになるウィルクス派の急進主義運動、さらにアメリカ植民地の独立運動などは、名誉革命体制の統治構造の矛盾に由来する危機ではあっても、文明社会それ自体の前途を危うくさせるものとは映らなかったであろう。こうした問題を十分に検討するためには『政治・経済論集』に収められた論説「完全な共和国について(Of a Perfect Commonwealth)」の考察が不可欠であるが、この論説の内容が明示するように、ヒュームにとっての理想の統治形態は名誉革命後の制限君主政体ではなく、はかならぬ商業社会の維持、発展を目的とする大共和国なのであった。彼にとっての名誉革命体制とは、このような意味において、文明社会の一層の発展に従属する手段的意義をもち、その目的の達成を困難にするような歴史的諸条件が出現した場合には、他の統治形態によって置き換え可能ですらある存在であった。

ヒュームにとって文明社会それ自体の危機が真に問題となるのは、生活様式の洗練と商業社会の発展が国民の知性と道徳を向上させるという、彼の文明社会認識の核心そのものの妥当性が疑問と

注(24) さしあたりは、Robertson, *op. cit.*, pp. 169-177, を参照せよ。

されるときであったはずである。事実、ファーガソン、ミラー、スミスらは政治の「腐敗」とは別種の、新しい知性と道徳の「腐敗」の出現を認識した。商業社会の発展が資本主義的形態を急速にとりつつあるなかで、作業場内分業の進展が生み出す労働者の知性の鈍化と道徳性の低下こそ、彼らに文明社会の高度の発展を手放して評価することを躊躇させた新しい普遍的な事態であった。ヒュームはこの新しい「腐敗」問題の存在をほとんど意識していない。彼が自覚していた商業社会の腐敗とは、商業社会原理に反して残存する怠惰と浪費の原理の帰結としての貴族的・地主的なそれであって、勤勉な中・下層をも巻き込む、彼らの労働それ自体の社会的構造に由来する知性や道徳性の腐敗を彼は認識していなかったのである。

しかし、このようなヒューム文明社会論の明らかな弱点は、彼の経済学的社会認識が価値・価格論や資本蓄積論の未展開に象徴される水準にとどまったことなどと併せて、彼の文明社会の歴史認識それ自体の本質的限界を意味するものとして捉えられるべきではなかろう。ヒュームが文明社会の発展を最深くで支える主体的推進力とみた「勤労、知識、人間性」の連鎖の思想こそ、数々の歴史の試練を経て、様々な思想史的形姿をとりながら後の世代に継承されるべきものであったからである。単純から洗練への生活様式の発展機構の理論的・歴史的分析は、いわゆる四段階理論の形成を含みながらファーガソン、ミラー、スミスらの文明社会の自然史へと受け継がれる一方、こうした生活様式の洗練化の極致としての近代商業社会の構造それ自体の理論的分析はジェームズ・ステュアート、スミスによるポリティカル・エコノミーの（それぞれ異なる意味における）確立へと向かった。⁽²⁵⁾ アメリカ植民地の独立以降は、懐疑的ウィッグ主義思想の原点とも言うべき彼の文明社会論が、マディソンやハミルトンによる商業的大共和制の実現という世界史的実験を支える指導的理論を提供したばかりでなく、⁽²⁶⁾ 母国においても、議会改革運動の激動と産業革命の本格的進行を前にした名誉革命体制の自己変革の作業に、古典派経済学や功利主義哲学とならぶ基本的な準拠枠組みを設定したのである。文明社会における政治と経済の関連を、一面的な規定関係においてではなく、有機的な相互作用として解明しようとするヒュームの名誉革命体制分析は、「逆説的な言明に聞こえるかもしれないが、ヒューム氏は本当は君主制ではなく人民的な政府（popular government）の賞賛者であったように、我々にはいつも思われてきた」という適確な評価が示すように、⁽²⁷⁾ 『エディンバラ・レビュー』に結集した幾多の思想家たちに深刻な影響を及ぼした。それは文明社会の新たな発展段階に対して開かれた、いわば自己否定の可能性をすら容認するものとしての名誉革命体制の

注 (25) 小林昇「C・経済学における歴史主義」（前掲）、竹本洋「ポリティカル・エコノミーによる近代社会の発見——ジェームズ・ステュアートのばあい——」（田中敏弘編著『スコットランド啓蒙と経済学の形成』、前掲、所収）を参照。

(26) Douglas Adair, *Fame and the Founding Fathers*, Institute for Early American History and Culture, 1974; Gerald Stourzh, *Alexander Hamilton and the Idea of Republican Government*, Stanford U. P., 1970.

(27) John Allen in the *Edinburgh Review*, Vol. 42, April, 1825, p. 4, cit. in Forbes, *Hume's Philosophical Politics*, p. 182.

擁護であった。J. S. ミルにまで引き継がれるイギリス文明社会思想の一大潮流の主要な出発点は、
こうして築かれたのである。⁽²⁸⁾

(経済学部助教授)

(28) Stefan Collini, Donald Winch and John Burrow, *The Noble Science of Politics: A study in nineteenth-century, intellectual history*, Cambridge, U. P., 1983, I, III. とりわけ, J. W. Burrow, *Whigs and Liberals: Continuity and Change in English Political Thought*, Oxford U. P., 1988, Chaps. 1-3, を見よ。